

資料

I 富士市環境基本条例

富士市環境基本条例

〔平成12年12月12日〕
〔条 例 第 5 5 号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画等（第8条―第10条）

第3節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策（第11条―第23条）

第3章 環境審議会（第24条―第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

私たちのまち富士市は、雄大な富士山と駿河湾に抱かれ、温暖な気候と豊富な地下水や森林資源に恵まれ、古くから紙のまちとして発展を遂げてきた。しかしながら、20世紀後半、産業の飛躍的発展の過程において、多くの環境問題を誘発する結果となった。

近年私たちは、日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを追求するあまり、多くの資源とエネルギーを消費している。私たちは、この地球上の生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けている反面、自らは地域環境はもとより地球環境にも大きな負荷を与えてきた。私たちは、このことを深く認識し、現在の生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指し、すべての人々が協力しながら、それぞれの責務を果たしていかなければならない。

ここに、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とし、地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを

含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

- 4 この条例において「富士山の恵み」とは、富士山から駿河湾に至るまでの森林、地下水、水産資源、地形、景観、歴史、文化等の有形又は無形の恵みをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境が資源として有限であることを認識して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、富士山の恵みにより暮らしていることを認識して、この恵みを良好な状態で永遠に継承していくことを目的に行われなければならない。
- 5 環境の保全及び創造は、地域環境が地球環境と密接に関わっていることを認識して、すべての日常生活や事業活動において、地球環境保全に資するように行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、富士山の恵みを生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種施策の相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 産業型公害、都市・生活型公害等を防止するとともに、新たな環境汚染を防止し、良好な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護及び森林、農地、水辺、地下水等の保全を図り、質の高い自然環境を確保すること。
- (3) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び環境配慮型の施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。
- (4) 市、市民及び事業者が人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の振興を図ること。
- (5) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市民等は、年次報告書についての意見書を提出することができる。
- 3 市長は、年次報告書について、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市民等の意見書が提出されているときは、市長は、これを当該審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、年次報告書について富士市環境審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策

（推進体制の整備）

第11条 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（市民等の意見の反映）

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

（市民等の活動の促進）

第13条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興）

第14条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動の意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備等）

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、必要な監視、測定、検査等の体制を整備するとともに、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、第13条に規定する市民等の活動の促進並びに第14条に規定する教育及び学習の振興に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（公共的施設の整備等の推進）

第17条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に率先して取り組むものとする。

（規制の措置）

第19条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者に係る環境への事前配慮）

第20条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者があらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境政策推進委員会)

第23条 市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、富士市環境政策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は市長、副委員長は主管の副市長、委員は市職員のうちから市長が定める職にある者をもって充てる。

4 前3項に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、富士市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境基本計画の年次報告書に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において必要と認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 事業者及び事業者団体の代表

(3) 市民代表

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、委嘱し、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

- 5 委員の再任は、妨げない。
 - 6 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
 - 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 一部改正〔平成26年条例35号・30年43号〕

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第28条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 追加〔平成30年条例43号〕

(部会)

第29条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 一部改正〔平成30年条例43号〕

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境部環境総務課で処理する。

一部改正〔平成15年条例3号・16年3号・19年26号・30年43号〕

(補則)

第31条 この章に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成30年条例43号〕

第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例43号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- (富士市環境審議会条例の廃止)
- 2 富士市環境審議会条例（平成6年富士市条例第29号）は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に富士市環境審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任

命されている者は、この条例の施行の日に第26条第2項の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第26条第3項の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。

（富士川町の編入に伴う経過措置）

- 4 富士川町の編入の日以後第26条第2項の規定により最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成22年7月31日までとする。

追加〔平成20年条例第61号〕

附 則（平成15年3月26日条例第3号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第26号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第61号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月29日条例第43号）

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和5年6月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ P R T R制度に基づく市内事業所の届出状況

P R T R制度では、第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t以上の事業所や特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5 t以上の事業所などに、対象化学物質の年間排出量、移動量等についての届出を義務付けています。

市内事業所届出（令和5年度実績）に基づく排出量等の集計結果は次のとおりでした。

※令和6年度の実績が公表されていないため、令和5年度実績を掲載しています。

1 排出量・移動量の届出状況

（1）届出事業所数

令和5年度の市内届出事業所数は、120件でした。静岡県の届出事業所数は1,331件であり、富士市の割合は、9.0%でした。

（2）業種別届出事業所数

最も多くの届出が出された業種は、パルプ・紙・紙加工品製造業の39事業所でした。

表-1 業種別届出事業所数

業 種	実績年度				業 種	実績年度			
	R2	R3	R4	R5		R2	R3	R4	R5
製 造 業	72	71	70	86	電 気 業	1	1	1	1
食 料 品 製 造 業	6	6	6	6	下 水 道 業	2	2	2	2
パルプ・紙・紙加工品製造業	29	27	27	39	石 油 卸 売 業	1	1	1	1
出版・印刷・同関連産業	4	4	4	4	燃 料 小 売 業	27	27	26	26
化 学 工 業	13	14	14	17	洗 濯 業	1	1	1	1
医 薬 品 製 造 業	2	2	1	1	一 般 廃 棄 物 処 理 業	2	1	1	1
石油製品・石炭製品製造業	2	2	2	2	産 業 廃 棄 物 処 理 業	2	2	2	2
プラスチック製品製造業	4	4	4	4	合 計	108	106	104	120
ゴ ム 製 品 製 造 業	1	1	1	1					
鉄 鋼 業	1	1	1	1					
金 属 製 品 製 造 業	4	4	4	4					
一 般 機 械 器 具 製 造 業	2	2	2	2					
電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	1	1	1					
輸送用機械器具製造業	3	3	3	4					

2 集計結果

（1）総排出量・移動量

総排出量・移動量は1,904t（県内比13.3%）で、総排出量としては1,123t（県内比14.5%）、総移動量としては780t（県内比12.0%）でした。

また、県内市区町で比較すると、総排出量・移動量は県内第1位で、総排出量に限った場合は県内第2位、総移動量に限った場合は県内第4位でした。

表-2 排出量・移動量

(単位：t/年)

区 分	排出・移動先区分	富士市	静岡県
総排出量・移動量 1,904 (100%)	大 気 へ の 排 出	1,059	7,552
	公 共 用 水 域 へ の 排 出	64	213
	土 壌 へ の 排 出	0	0
	埋 立 処 分	0	0
	事 業 所 の 外 へ の 移 動	781	6,345
	下 水 道 へ の 移 動	0	159

(2) 総排出量・移動量の多い化学物質

市内の総排出量・移動量の最も多い化学物質はトルエンで、以下N－メチルー２－ピロリドン、フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）でした。また、市内の総排出量・移動量の多い上位10物質の合計は1,760tで、全物質の合計1,904tの92.4%を占めていました。

表-3 総排出量・移動量の多い化学物質

(単位：t/年)

順位	対 象 物 質	総排出量	総移動量	総排出量・移動量
1	トルエン	964	129	1,093
2	N－メチルー２－ピロリドン	2	320	322
3	フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）	0	180	188
4	フタル酸ジブチル	0	38	38
5	ヘキサン	28	0	28
6	キシレン	16	10	26
7	N，N－ジメチルホルムアミド	0	24	24
8	スチレン	8	8	16
9	エチルベンゼン	14	2	16
10	アジピン酸、(N－(2－アミノエチル)エタン－1，2－ジアミン又はN，N’－ビス（2－アミノエチル）エタン－1，2－ジアミン）と2－(クロロメチル)オキシランの重縮合物	15	1	16

(3) 総排出量・移動量の多い業種

製造業の総排出量・移動量の合計は1,851tで、総排出量・移動量の合計1,904tの97.2%を占めていました。また、総排出量・移動量の多い上位10業種の合計は1,903tで、全業種の合計の99.9%を占めていました。

表-4 総排出量・移動量の多い業種

(単位：t/年)

順位	業 種	総排出量	総移動量	総排出量・移動量
1	パルプ・紙・紙加工品製造業	744	75	819
2	化学工業	53	690	743
3	出版・印刷・同関連産業	135	8	143
4	プラスチック製品製造業	128	0	128
5	石油卸売業	44	0	44
6	金属製品製造業	6	3	9
7	燃料小売業	6	0	6
8	下水道業	3	0	3
9	輸送用機械器具製造業	1	2	3
10	一般機械器具製造業	1	2	3

Ⅲ 大気環境測定経年変化

1 二酸化硫黄

(SO₂)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値 の 2%除外値	連続 の有無	環境基準 の長期的 評価の 適否
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)		適○ 否×
救急医療センター	R2	364	8668	0.001	0.013	0.002	無	○
	R3	345	8271	0.001	0.009	0.002	無	○
	R4	360	8636	0.001	0.006	0.002	無	○
	R5	353	8430	0.001	0.006	0.002	無	○
	R6	361	8663	0.001	0.006	0.002	無	○
吉原第三中学校	R2	357	8580	0.001	0.010	0.002	無	○
	R3	362	8660	0.001	0.006	0.001	無	○
	R4	R4. 4. 1より測定停止中					－	－
	R5						－	－
	R6						－	－
元吉原中学校	R2	361	8633	0.001	0.005	0.002	無	○
	R3	362	8644	0.001	0.004	0.001	無	○
	R4	R4. 4. 1より測定停止中					－	－
	R5						－	－
	R6						－	－
大淵中学校	R2	340	8146	0.001	0.004	0.001	無	○
	R3	362	8645	0.001	0.004	0.001	無	○
	R4	362	8638	0.001	0.005	0.001	無	○
	R5	363	8672	0.000	0.005	0.001	無	○
	R6	362	8618	0.000	0.005	0.001	無	○
富士中学校	R2	362	8652	0.001	0.011	0.001	無	○
	R3	362	8653	0.001	0.011	0.002	無	○
	R4	362	8657	0.000	0.007	0.002	無	○
	R5	362	8667	0.000	0.006	0.001	無	○
	R6	R6. 4. 1より測定停止中					－	－
富士川第一中学校	R2	361	8640	0.001	0.004	0.001	無	○
	R3	362	8648	0.001	0.006	0.001	無	○
	R4	363	8649	0.001	0.004	0.001	無	○
	R5	363	8669	0.001	0.005	0.001	無	○
	R6	R6. 4. 1より測定停止中					－	－

2 二酸化窒素

(N02)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値が0.04～ 0.06ppmの日数 とその割合		日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値 の 98%値	環境 基準 適否	市目標値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	適 否	達成 非達成
救急医療センター	R2	360	8588	0.014	0.055	0	0.0	0	0.0	0.023	○	○
	R3	346	8261	0.013	0.049	0	0.0	0	0.0	0.022	○	○
	R4	360	8627	0.012	0.040	0	0.0	0	0.0	0.020	○	○
	R5	308	7384	0.012	0.040	0	0.0	0	0.0	0.019	○	○
	R6	364	8652	0.011	0.039	0	0.0	0	0.0	0.019	○	○
吉原第三中学校	R2	361	8642	0.011	0.041	0	0.0	0	0.0	0.019	○	○
	R3	343	8257	0.010	0.035	0	0.0	0	0.0	0.018	○	○
	R4	358	8606	0.010	0.032	0	0.0	0	0.0	0.016	○	○
	R5	360	8611	0.009	0.032	0	0.0	0	0.0	0.016	○	○
	R6	361	8621	0.009	0.029	0	0.0	0	0.0	0.015	○	○
広見小学校	R2	361	8640	0.009	0.035	0	0.0	0	0.0	0.017	○	○
	R3	343	8213	0.009	0.037	0	0.0	0	0.0	0.016	○	○
	R4	360	8633	0.009	0.034	0	0.0	0	0.0	0.017	○	○
	R5	365	8697	0.008	0.033	0	0.0	0	0.0	0.016	○	○
	R6	360	8580	0.008	0.033	0	0.0	0	0.0	0.014	○	○
元吉原中学校	R2	232	5593	0.007	0.034	0	0.0	0	0.0	0.013	—	—
	R3	83	2025	0.010	0.038	0	0.0	0	0.0	0.018	—	—
	R4	360	8645	0.007	0.040	0	0.0	0	0.0	0.015	○	○
	R5	365	8711	0.007	0.042	0	0.0	0	0.0	0.014	○	○
	R6	364	8672	0.007	0.033	0	0.0	0	0.0	0.013	○	○
鷹岡小学校	R2	361	8635	0.010	0.040	0	0.0	0	0.0	0.017	○	○
	R3	362	8648	0.010	0.039	0	0.0	0	0.0	0.017	○	○
	R4	361	8641	0.008	0.032	0	0.0	0	0.0	0.015	○	○
	R5	363	8673	0.008	0.034	0	0.0	0	0.0	0.015	○	○
	R6	363	8645	0.008	0.032	0	0.0	0	0.0	0.013	○	○
大淵中学校	R2	340	8140	0.006	0.036	0	0.0	0	0.0	0.011	○	○
	R3	361	8637	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0.010	○	○
	R4	362	8644	0.005	0.034	0	0.0	0	0.0	0.010	○	○
	R5	363	8671	0.005	0.078	0	0.0	0	0.0	0.009	○	○
	R6	362	8618	0.004	0.021	0	0.0	0	0.0	0.008	○	○

(N02)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値が0.04～ 0.06ppmの日数 とその割合		日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値 の 98%値	環境 基準 適否	市目標値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	適 否	達成 非達成
富士中学校	R2	362	8652	0.007	0.033	0	0.0	0	0.0	0.013	○	○
	R3	362	8651	0.007	0.060	0	0.0	0	0.0	0.014	○	○
	R4	360	8595	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0.012	○	○
	R5	363	8672	0.006	0.027	0	0.0	0	0.0	0.011	○	○
	R6					0	0.0	0	0.0		○	○
東小学校	R2	362	8642	0.010	0.041	0	0.0	0	0.0	0.019	○	○
	R3	361	8630	0.010	0.037	0	0.0	0	0.0	0.020	○	○
	R4	362	8644	0.009	0.032	0	0.0	0	0.0	0.018	○	○
	R5	357	8561	0.008	0.033	0	0.0	0	0.0	0.016	○	○
	R6	356	8507	0.008	0.032	0	0.0	0	0.0	0.016	○	○
富士川第一中学校	R2	360	8611	0.007	0.100	0	0.0	0	0.0	0.013	○	○
	R3	338	8147	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0.012	○	○
	R4	360	8643	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0.012	○	○
	R5	363	8682	0.006	0.031	0	0.0	0	0.0	0.012	○	○
	R6	363	8667	0.005	0.029	0	0.0	0	0.0	0.009	○	○
南松野公園	R2	360	8607	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0.012	○	○
	R3	359	8593	0.005	0.026	0	0.0	0	0.0	0.010	○	○
	R4	360	8626	0.005	0.023	0	0.0	0	0.0	0.010	○	○
	R5	363	8677	0.005	0.021	0	0.0	0	0.0	0.010	○	○
	R6	351	8371	0.005	0.033	0	0.0	0	0.0	0.013	○	○
自排塔の木	R2	362	8657	0.014	0.047	0	0.0	0	0.0	0.023	○	○
	R3	361	8647	0.014	0.054	0	0.0	0	0.0	0.024	○	○
	R4	359	8606	0.012	0.041	0	0.0	0	0.0	0.021	○	○
	R5	363	8676	0.012	0.044	0	0.0	0	0.0	0.020	○	○
	R6	312	7501	0.012	0.038	0	0.0	0	0.0	0.019	○	○
自排宮島	R2	362	8641	0.018	0.066	0	0.0	0	0.0	0.028	○	○
	R3	362	8644	0.017	0.057	0	0.0	0	0.0	0.028	○	○
	R4	362	8650	0.015	0.055	0	0.0	0	0.0	0.026	○	○
	R5	362	8651	0.013	0.045	0	0.0	0	0.0	0.023	○	○
	R6	361	8603	0.013	0.050	0	0.0	0	0.0	0.022	○	○

3 浮遊粒子状物質

(SPM)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値	連続 の有無	長期的評価による 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準の 長期的評価 の適否
		(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)		(日)	適○ 否×
救急医療 センター	R2	361	8676	0.018	0.126	0	0.0	0	0.0	0.048	無	0	○
	R3	346	8327	0.013	0.101	0	0.0	0	0.0	0.030	無	0	○
	R4	360	8692	0.012	0.088	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0	○
	R5	354	8508	0.013	0.055	0	0.0	0	0.0	0.032	無	0	○
	R6	360	8640	0.014	0.151	0	0.0	0	0.0	0.038	無	0	○
吉原第三中学校	R2	331	7953	0.011	0.071	0	0.0	0	0.0	0.029	無	0	○
	R3	363	8710	0.010	0.061	0	0.0	0	0.0	0.031	無	0	○
	R4	363	8710	0.010	0.082	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0	○
	R5	362	8692	0.010	0.068	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R6	361	8670	0.011	0.128	0	0.0	0	0.0	0.035	無	0	○
広見小学校	R2	364	8723	0.012	0.525	2	0.0	0	0.0	0.040	無	0	○
	R3	344	8293	0.011	0.064	0	0.0	0	0.0	0.027	無	0	○
	R4	360	8696	0.012	0.056	0	0.0	0	0.0	0.027	無	0	○
	R5	366	8771	0.013	0.085	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R6	363	8708	0.013	0.089	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
元吉原中学校	R2	325	7940	0.013	0.086	0	0.0	0	0.0	0.033	無	0	○
	R3	24	598	0.011	0.076	0	0.0	0	0.0	0.030	無	0	-
	R4	360	8691	0.012	0.122	0	0.0	0	0.0	0.032	無	0	○
	R5	364	8707	0.013	0.161	0	0.0	0	0.0	0.038	無	0	○
	R6	353	8560	0.013	0.165	0	0.0	0	0.0	0.380	無	0	○
鷹岡小学校	R2	355	8550	0.019	0.106	0	0.0	0	0.0	0.050	無	0	○
	R3	363	8715	0.017	0.094	0	0.0	0	0.0	0.040	無	0	○
	R4	362	8711	0.019	0.121	0	0.0	0	0.0	0.048	無	0	○
	R5	361	8701	0.019	0.088	0	0.0	0	0.0	0.042	無	0	○
	R6	353	8499	0.016	0.154	0	0.0	0	0.0	0.042	無	0	○
大淵中学校	R2	339	8184	0.011	0.097	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R3	362	8718	0.011	0.059	0	0.0	0	0.0	0.026	無	0	○
	R4	363	8718	0.011	0.108	0	0.0	0	0.0	0.024	無	0	○
	R5	363	8726	0.011	0.053	0	0.0	0	0.0	0.029	無	0	○
	R6	359	8634	0.011	0.141	0	0.0	0	0.0	0.029	無	0	○

(SPM)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値	連続 の有無	長期的評価による 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準の 長期的評価 の適否
		(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)		(日)	適○ 否×
富士中学校	R2	361	8703	0.012	0.085	0	0.0	0	0.0	0.035	無	0	○
	R3	360	8653	0.010	0.056	0	0.0	0	0.0	0.024	無	0	○
	R4	362	8709	0.011	0.085	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0	○
	R5	363	8715	0.011	0.064	0	0.0	0	0.0	0.029	無	0	○
	R6	361	8666	0.012	0.165	0	0.0	0	0.0	0.032	無	0	○
東小学校	R2	363	8708	0.013	0.096	0	0.0	0	0.0	0.041	無	0	○
	R3	363	8715	0.011	0.072	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0	○
	R4	363	8712	0.011	0.088	0	0.0	0	0.0	0.026	無	0	○
	R5	363	8717	0.012	0.071	0	0.0	0	0.0	0.029	無	0	○
	R6	362	8693	0.012	0.182	0	0.0	0	0.0	0.030	無	0	○
富士川第一中学校	R2	362	8709	0.015	0.128	0	0.0	0	0.0	0.051	無	0	○
	R3	363	8720	0.012	0.071	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R4	363	8713	0.013	0.102	0	0.0	0	0.0	0.035	無	0	○
	R5	363	8720	0.013	0.082	0	0.0	0	0.0	0.040	無	0	○
	R6	362	8686	0.014	0.155	0	0.0	0	0.0	0.044	無	0	○
南松野公園	R2	360	8709	0.011	0.083	0	0.0	0	0.0	0.037	無	0	○
	R3	363	8707	0.010	0.061	0	0.0	0	0.0	0.027	無	0	○
	R4	363	8705	0.010	0.094	0	0.0	0	0.0	0.025	無	0	○
	R5	362	8686	0.009	0.071	0	0.0	0	0.0	0.027	無	0	○
	R6	360	8656	0.010	0.135	0	0.0	0	0.0	0.031	無	0	○
自排塔の木	R2	363	8707	0.014	0.121	0	0.0	0	0.0	0.046	無	0	○
	R3	363	8708	0.012	0.087	0	0.0	0	0.0	0.033	無	0	○
	R4	363	8716	0.012	0.133	0	0.0	0	0.0	0.037	無	0	○
	R5	362	8697	0.013	0.108	0	0.0	0	0.0	0.039	無	0	○
	R6	342	8223	0.013	0.146	0	0.0	0	0.0	0.040	無	0	○
自排宮島	R2	363	8704	0.013	0.100	0	0.0	0	0.0	0.042	無	0	○
	R3	363	8708	0.011	0.084	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R4	363	8714	0.011	0.096	0	0.0	0	0.0	0.030	無	0	○
	R5	362	8696	0.010	0.076	0	0.0	0	0.0	0.032	無	0	○
	R6	360	8643	0.014	0.154	0	0.0	0	0.0	0.039	無	0	○

4 光化学オキシダント

平成29年度 大分県環境化学物質モニタリング調査結果													(Ox)
項目 測定局	年度	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間 年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が0.06ppm を超えた時間数 とその割合		日最高値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		1時間値が0.12ppm 以上となった日数 と時間数 (※)		日最高値 1時間値 の平均値	環境 基準 適否
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(日)	(ppm)	適○ 否×
救急医療センター	R2	363	5412	0.031	0.090	243	4.5	53	14.6	0	0	0.045	×
	R3	330	4883	0.032	0.112	237	4.9	54	16.4	0	0	0.046	×
	R4	362	5337	0.029	0.088	168	3.1	39	10.8	0	0	0.042	×
	R5	356	5258	0.031	0.091	155	2.9	39	11.0	0	0	0.043	×
	R6	342	5042	0.032	0.090	227	4.5	59	17.3	0	0	0.046	×
鷹岡小学校	R2	364	5423	0.032	0.093	295	5.4	63	17.3	0	0	0.047	×
	R3	365	5429	0.033	0.101	270	5.0	60	16.4	0	0	0.047	×
	R4	364	5412	0.031	0.087	172	3.2	37	10.2	0	0	0.044	×
	R5	361	5385	0.033	0.090	228	4.2	52	14.4	0	0	0.046	×
	R6	361	5385	0.034	0.091	313	5.8	73	20.2	0	0	0.048	×
大淵中学校	R2	345	5113	0.034	0.096	305	6.0	65	18.8	0	0	0.048	×
	R3	364	5399	0.035	0.105	329	6.1	72	19.8	0	0	0.049	×
	R4	365	5412	0.034	0.094	298	5.5	58	15.9	0	0	0.047	×
	R5	366	5434	0.035	0.097	350	6.4	73	19.9	0	0	0.049	×
	R6	360	5344	0.037	0.092	479	9.0	97	26.9	0	0	0.051	×
東小学校	R2	365	5433	0.031	0.090	330	6.1	71	19.5	0	0	0.047	×
	R3	365	5430	0.032	0.120	346	6.4	74	20.3	1	1	0.049	×
	R4	365	5420	0.030	0.093	264	4.9	54	14.8	0	0	0.046	×
	R5	366	5459	0.032	0.101	346	6.3	74	20.2	0	0	0.048	×
	R6	359	5310	0.034	0.100	425	8.0	87	24.2	0	0	0.050	×
富士川第一中学校	R2	365	5445	0.027	0.079	71	1.3	25	6.8	0	0	0.040	×
	R3	350	5173	0.029	0.089	100	1.9	30	8.6	0	0	0.042	×
	R4	362	5330	0.030	0.091	171	3.2	40	11.0	0	0	0.043	×
	R5	365	5430	0.032	0.094	202	3.7	51	14.0	0	0	0.045	×
	R6	364	5401	0.033	0.100	254	4.7	62	17.0	0	0	0.047	×

※光化学オキシダント注意報発令の判断基準となる濃度 (0.12ppm) であるが、超過が1地点のみである場合は発令されない

5 一酸化炭素

(CO)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1時間値の 最高値	8時間値が20ppm を超えた回数 とその割合		日平均値が10ppm を超えた日数と その割合		日平均 値の2% 除外値	連続 の有無	環境 基準 適否
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)		適○ 否×
自排塔の木	R2	363	8667	0.3	1.1	0	0.0	0	0.0	0.5	無	○
	R3	363	8647	0.3	0.8	0	0.0	0	0.0	0.5	無	○
	R4	358	8588	0.3	0.9	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
	R5	360	8634	0.3	1.0	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
	R6	338	8130	0.3	0.8	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
自排宮島	R2	363	8662	0.3	0.8	0	0.0	0	0.0	0.3	無	○
	R3	363	8646	0.3	0.8	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
	R4	363	8662	0.2	5.7	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
	R5	364	8690	0.2	0.7	0	0.0	0	0.0	0.3	無	○
	R6	363	8662	0.3	1.9	0	0.0	0	0.0	0.3	無	○
南松野公園	R2	360	8619	0.2	0.6	0	0.0	0	0.0	0.3	無	○
	R3	363	8640	0.2	0.7	0	0.0	0	0.0	0.3	無	○
	R4	175	4204	0.2	0.7	0	0.0	0	0.0	0.3	※1	※1
	R5	令和4年10月より測定停止中									-	-
	R6										-	-

※1南松野公園については、令和4年10月より測定を停止しているため、環境基準適否は評価せず。

6 微小粒子状物質

(PM2.5)

項目 測定局	年度	有効測定 日数	年平均値	日平均値の98%値	日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日数とその 割合		有効測定日数に対 する2%上限日数	環境基準 の適否
		(日)	(μ g/m ³)	(μ g/m ³)	(日)	(%)	(日)	適○ 否×
救急医療 センター	R2	362	11.3	27.1	2	0.6	7	○
	R3	153	10.8	23.4	0	0	—	—
	R4	362	8.2	18.2	0	0	7	○
	R5	346	8.3	19.9	0	0	6	○
	R6	360	6.2	19.3	2	0.6	7	○
吉原第三中学校	R2	341	9.7	26.0	2	0.6	6	○
	R3	362	9	21.3	0	0	7	○
	R4	362	8.4	18.3	0	0.0	7	○
	R5	361	8.7	20.8	0	0.0	7	○
	R6	361	8.6	20.6	1	0.3	7	○
広見小学校	R2	210	13.6	38.8	6	2.9	—	—
	R3	354	8.2	17.2	0	0	7	○
	R4	362	8.1	18.2	0	0	7	○
	R5	358	7.9	18.9	0	0	7	○
	R6	360	7.9	19.8	1	0.3	7	○
元吉原中学校	R2	60	11.0	32.3	1	1.7	—	—
	R3	357	9.8	21.4	0	0	7	○
	R4	351	9.3	19.1	0	0	7	○
	R5	359	9.7	21.6	0	0	7	○
	R6	294	8.8	20.9	2	0.7	6	○

※測定機器の欠測や年度途中の設置等のため有効算定日数が250日に満たない場合、環境基準の適否を判定できない。このため、環境基準の適否を判定していない測定局は「—」としている。

IV 水質汚濁調査結果

1 生活環境項目等に係る水質経年変化（河川・岳南排水路）

測地 点 定		年度	流 量 (m3/s)		p H			D O (mg/L)			S S (mg/L)			B O D (mg/L)			C O D (mg/L)		C l (mg/L)	
			平均	最小～最大	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	平均	最小～最大
潤井川 宮 鷹 橋	2	9.0	2.8～13.7	7.7	7.3～7.8	0/12	9.9	9.4～11	0/12	2	<1～3	0/12	1.1	<0.5～2.2	2/12	1.3	0.8～1.9	5	4～6	
	3	9.2	5.6～11.6	7.9	7.8～8.0	0/12	9.6	8.1～11	0/12	2	<1～5	0/12	1.2	0.7～1.7	0/12	1.4	1.0～1.8	5	4～6	
	4	10.5	5.4～15.9	7.8	7.8～7.9	0/12	8.9	7.5～11	0/12	1	<1～2	0/12	0.9	<0.5～1.5	0/12	1.4	1.1～2.1	5	4～6	
	5	10.5	7.1～13.6	7.8	7.7～8.0	0/12	9.3	7.6～11	0/12	<1	<1	0/12	0.9	<0.5～1.4	0/12	1.3	0.9～2.2	5	4～5	
	6	12.1	9.4～15.4	7.9	7.8～8.0	0/12	10.0	8.2～11	0/12	2	<1～5	0/12	1.4	0.7～2.0	0/12	1.8	1.1～2.8	5	4～5	
潤井川 前 田 橋	2	9.8	4.7～16.3	7.9	7.7～8.2	0/12	10.0	9.2～11	0/12	2	<1～7	0/12	1.0	<0.5～2.1	0/12	1.3	0.9～2.2	5	5～6	
	3	8.8	6.3～12.2	8.0	7.9～8.6	1/12	10.0	8.5～12	0/12	3	<1～16	0/12	1.0	0.7～1.2	0/12	1.6	1.0～3.5	5	4～6	
	4	9.2	5.1～13.6	7.9	7.8～8.0	0/12	9.2	7.6～10	0/12	1	<1～2	0/12	0.8	<0.5～1.2	0/12	1.3	1.0～1.8	5	4～6	
	5	9.7	7.0～22.2	7.9	7.8～8.3	0/12	9.6	7.7～11	0/12	1	<1～1	0/12	0.9	<0.5～1.5	0/12	1.3	0.7～1.7	5	4～5	
	6	10.0	7.4～12.6	7.9	7.8～8.2	0/12	10.0	7.8～11	0/12	2	<1～4	0/12	1.2	0.7～1.8	0/12	1.4	0.9～2.2	5	4～5	
沼清川 勇 橋	2	7.7	4.2～10.7	7.1	7.0～7.3	0/12	6.6	4.6～7.8	0/12	10	2～31	0/12	2.0	<0.5～3.7	0/12	5.8	3.3～9.0	283	29～862	
	3	8.4	5.8～11.6	7.3	7.1～7.4	0/12	6.4	5.2～9.4	0/12	8	2～16	0/12	2.0	1.4～2.9	0/12	5.5	4.2～7.2	332	74～1060	
	4	9.0	5.8～11.9	7.2	7.1～7.4	0/12	5.8	4.2～7.7	0/12	3	1～6	0/12	1.4	0.7～2.4	0/12	5.6	3.9～7.4	358	86～1050	
	5	8.4	6.0～12.0	7.2	7.1～7.3	0/12	5.9	2.8～7.4	0/12	3	1～5	0/12	1.5	0.8～2.2	0/12	4.8	3.9～5.8	661	43～4200	
	6	7.8	4.3～12.6	7.2	7.1～7.3	0/12	6.7	5.2～8.6	0/12	8	1～19	0/12	2.1	<0.5～3.5	0/12	5.7	3.9～9.0	264	54～645	
沼川 沼 新 橋	2	22.4	15.2～29.7	7.2	6.9～7.4	0/12	7.9	6.5～9.1	0/12	7	2～17	0/12	2.2	<0.5～8.1	1/12	4.8	2.6～12	412	36～1130	
	3	23.1	14.9～30.9	7.3	6.7～7.6	0/12	7.1	5.9～8.3	0/12	11	1～36	0/12	2.4	1.4～6.4	0/12	5.1	3.1～10.3	555	89～2670	
	4	24.7	17.8～51.8	7.3	7.2～7.5	0/12	6.8	5.2～8.3	0/12	3.7	<1～7	0/12	1.6	0.6～4.6	0/12	4.7	3.1～8.0	592	139～2090	
	5	21.4	7.4～32.0	7.2	7.1～7.4	0/12	6.8	4.6～8.4	0/12	2	1～3	0/12	1.3	<0.5～1.9	0/12	3.5	2.2～4.3	816	79～2400	
	6	22.2	15.3～29.7	7.3	7.2～7.5	0/12	7.6	5.5～9.4	0/12	5.0	<1～11	0/12	1.4	0.8～2.5	0/12	3.6	2.8～4.4	350	59～1510	
和田川 新和田川橋	2	1.1	0.7～2.4	7.7	7.4～8.1		11.0	9.1～12		3	<1～11		1.0	<0.5～1.8		1.6	0.7～3.2	106	22～459	
	3	1.3	0.8～2.1	7.8	7.5～8.3		10.0	7.2～14		1	<1～2		1.1	0.7～1.8		1.1	0.7～1.6	236	36～2050	
	4	1.1	0.7～1.5	7.7	7.3～8.1		9.2	6.0～11		1	<1～2		0.8	<0.5～1.3		1.3	0.8～2.5	80	16～352	
	5	1.3	0.9～1.7	7.7	7.4～8.1		9.4	6.3～12		1	<1～2		0.9	0.5～1.2		1.0	0.7～1.5	29	102～236	
	6	1.2	0.7～2.1	7.6	7.4～7.9		10.0	9.4～11		2	<1～5		1.1	<0.5～2.2		1.1	0.7～1.7	69	17～244	
田子江川 末 端	2	0.9	0.4～2.1	7.7	7.4～8.7		9.1	7.5～11		3	<1～8		1.5	<0.5～3.9		1.8	1.2～2.2	113	10～423	
	3	0.9	0.4～1.8	7.7	7.4～8.1		9.0	7.4～11		2	1～4		1.2	<0.5～1.7		1.6	1.4～1.9	314	14～1280	
	4	1.4	1.1～1.8	7.7	7.3～8.6		8.7	7.2～11		2	<1～10		1.4	0.8～2.4		1.9	1.5～2.7	202	9～629	
	5	1.0	0.5～1.5	7.6	7.3～7.8		8.2	6.4～10		1	<1～2		1.1	<0.5～1.9		1.7	1.2～2.0	626	25～2190	
	6	0.8	0.2～1.5	7.6	7.4～8.0		9.1	6.9～10		3	1～8		1.2	<0.5～2.0		1.8	1.3～2.8	368	7～2950	
小潤井川 末 端	2	1.3	0.5～2.1	7.7	7.1～8.4		8.4	2.8～10		8	3～17		3.7	1.3～10		5.5	2.4～15	310	49～1510	
	3	1.5	0.7～2.5	7.7	7.1～8.4		8.7	6.8～11		7	1～14		3.7	1.4～11		6.0	3.0～13	233	62～695	
	4	1.2	0.5～2.4	7.7	7.3～8.5		7.4	4.4～11		3	<1～6		2.6	0.6～7.6		4.7	2.0～8.1	293	45～818	
	5	1.5	0.4～2.1	7.7	7.3～8.4		7.5	5.7～10		2	1～5		2.1	0.8～3.7		4	1.4～6.9	281	61～1090	
	6	1.2	0.4～2.1	7.5	7.2～7.7		8.0	6.6～10		7	2～24		4.3	0.9～10.0		5.9	2.1～11.0	290	32～1250	
富士早川 末 端	2	1.4	0.8～2.1	7.5	6.9～8.6		8.8	7.4～10		3	1～5		1.5	<0.5～3		3.4	2.1～5.5	79	33～405	
	3	1.3	0.4～1.9	7.6	7.4～7.8		8.5	6.9～9.8		5	<1～16		1.5	0.9～2.6		3.8	2.2～7.5	64	21～165	
	4	1.3	0.9～1.8	7.6	7.3～8.7		7.9	6.7～10		3	<1～8		1.3	<0.5～2.3		3.4	2.2～5.6	73	25～223	
	5	0.7	0.1～1.4	7.5	7.3～7.7		8	6.3～9.4		2	<1～9		1.2	0.6～2.3		3	1.2～5.0	102	24～203	
	6	0.2	0.2～0.4	7.5	7.3～7.8		8.0	6.4～9.2		7	1～17		2.3	0.5～5.4		4.0	2.5～7.7	181	39～441	
岳南排水路 沼川 吐口	2	5.0	4.7～5.2	7.1	7.1～7.2		5.5	3.6～7.6		19	11～29					34	29～40	70	61～77	
	3	5.0	4.8～5.2	7.2	7.1～7.4		5.4	4.2～6.7		23	13～45					37	33～40	74	56～82	
	4	4.9	4.6～5.1	7.2	7.1～7.3		4.8	3.4～6.9		24	19～33					42	30～56	72	61～94	
	5	4.1	2.9～4.4	7.2	7.0～7.4		5.4	3.5～7.3		23	16～48					42	36～49	61	53～66	
	6	4.2	4.0～4.3	7.1	7.0～7.2		5.5	4.0～7.6		24	17～37					38	26～42	106	54～632	
岳南排水路 4号 末端	2	0.5	0.5～0.6	7.1	6.8～7.3		5.4	2.0～7.7		16	9～21					25	9～32	38	23～74	
	3	0.5	0.5～0.6	7.2	6.9～7.3		5.5	2.8～8.2		17	9～24					33	20～44	44	30～71	
	4	0.5	0.4～0.6	7.2	7.0～7.4		4.6	2.1～7.4		20	12～37					37	21～58	34	24～58	
	5	0.5	0.4～0.5	7.1	6.9～7.3		4.9	1.8～8.0		11	4～15					23	16～30	40	26～64	
	6	0.4	0.4～0.5	7.1	6.9～7.3		5.0	2.3～9.0		11	6～22					21	15～26	34	27～44	
岳南排水路 5号 末端	2	2.0	1.8～2.1	7.1	6.9～7.1		5.1	2.7～7.0		16	6～26					30	21～39	78	60～94	
	3	2.0	1.7～2.1	7.2	7.0～7.4		5.4	3.9～8.0		17	8～27					29	22～34	77	61～101	
	4	2.0	1.9～2.2	7.1	7.0～7.3		4.5	2.9～5.7		21	15～38					35	16～63	75	43～102	
	5	2.5	2.3～2.6	7.1	7.1～7.2		5.2	2.9～7.0		23	16～37					33	22～41	84	62～116	
	6	2.5	2.2～2.8	7.1	7.0～7.2		5.3	3.6～6.7		20	14～39					28	15～38	87	72～108	
滝川 末端	2	7.5	5.8～8.5	7.6	7.4～7.8		10	9.6～11		4	2～5		0.9	<0.5～1.2		1.5	1.0～2.1			
	3	7.7	4.4～10.2	7.7	7.5～7.9		9.5	7.9～12		2	<1～3		0.8	0.6～1.1		1.3	0.7～2.3			
	4	8.5	6.5～10.2	7.6	7.4～7.8		9.3	9.1～9.5		1	<1～2		1.0	0.9～1.2		2.2	1.2～4.9			
	5	7.2	4.3～9.8	7.6	7.5～7.7		9.1	7.3～11		1	<1～1		0.8	0.5～1.0		0.9	0.7～1.2			
	6	7.2	4.1～10.2	7.5	7.4～7.6		10	9.6～11		3	<1～4		1.0	0.8～1.4		1.3	0.9～2.0			
赤 瀬 川 端	2	0.1	0.1～0.3	8.4	7.9～9.5		10	6.2～15		4	2～6		11	5.2～16.0		9.1	5.2～12			
	3	0.2	0.1～0.2	8.4	7.7～9.2		9.9	8.0～12		4	<1～12		1.6	1.0～2.0		2.6	1.3～4.9			
	4	0.2																		

測 定 点 名	年度	ノニルフェノール (mg/L)			LAS (mg/L)			全亜鉛 (mg/L)		
		平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
潤 井 川 富 鷹 橋	2	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0069	<0.0006～0.0131	0/2	0.007	0.002～0.011	0/2
	3	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0016	<0.0006～0.0025	0/2	0.007	0.004～0.009	0/2
	4	0.00007	<0.00006～0.00008	0/2	0.0016	0.0007～0.0024	0/2	0.006	0.004～0.007	0/2
	5	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0019	0.0017～0.0020	0/2	0.011	0.011～0.011	0/2
	6	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	<0.0006	<0.0006～<0.0006	0/2	0.013	0.009～0.016	0/2
潤 井 川 前 田 橋	2	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0017	<0.0006～ 0.0027	0/2	0.008	0.003～0.012	0/2
	3	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0013	<0.0006～ 0.0020	0/2	0.008	0.004～0.012	0/2
	4	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0030	<0.0006～ 0.0053	0/2	0.006	0.003～0.009	0/2
	5	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0017	0.0016～ 0.0018	0/2	0.007	0.006～0.008	0/2
	6	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	<0.0006	<0.0006～<0.0006	0/2	0.006	0.003～0.008	0/2
沼 清 川 勇 橋	2	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0040	0.0033～ 0.0047	0/2	0.012	0.011～0.013	0/2
	3	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0036	0.0010～ 0.0061	0/2	0.011	0.010～0.012	0/2
	4	0.00009	<0.00006～0.00012	0/2	0.0022	<0.0006～0.0038	0/2	0.013	0.011～0.014	0/2
	5	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0032	0.0016～0.0047	0/2	0.01	0.004～0.015	0/2
	6	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0012	0.0009～0.0015	0/2	0.012	0.011～0.012	0/2
沼 川 新 橋	2	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0030	0.0021～ 0.0039	0/2	0.008	0.007～0.008	0/2
	3	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0035	0.0023～ 0.0047	0/2	0.013	0.012～0.013	0/2
	4	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0027	0.0021～0.0032	0/2	0.011	0.008～0.014	0/2
	5	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0022	0.0014～0.0030	0/2	0.011	0.008～0.013	0/2
	6	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0013	0.0010～0.0015	0/2	0.011	0.006～0.016	0/2

※ m：環境基準に適合しなかった回数 n：総調査回数

2 生活環境項目等水質通日調査結果（5/9～10実施）

（単位：mg/L）

区分	沼川沼川新橋					
項目	pH	DO	BOD	COD	SS	塩素イオン
10時	7.3	7.7	1.8	4.5	7	278
12時	7.3	8.3	1.5	4.0	6	300
14時	7.2	6.0	12.0	17.0	8	173
16時	7.2	7.3	6.2	7.5	5	659
18時	7.0	6.4	7.9	8.4	8	4,850
20時	7.3	8.5	2.9	3.3	2	1,560
22時	7.3	7.5	2.3	3.9	2	2,430
0時	7.2	5.7	2.8	4.4	3	1,660
2時	7.1	5.3	19.0	22.0	10	517
4時	7.0	4.7	15.0	17.0	9	2,380
6時	7.1	4.0	16.0	18.0	9	2,700
8時	7.2	7.4	2.7	3.9	1	916
10時	7.4	6.7	1.9	3.7	2	782
最小	7.0	4.0	1.5	3.3	1	173
最大	7.4	8.5	19.0	22.0	10	4,850
平均	7.2	6.6	7.1	9.0	5.5	1,477

3 生活環境項目等に係る水質経年変化（海域）

測地 点 定 名	年度	pH		DO (mg/L)			SS (mg/L)		
		最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
C — 1	2	7.2～8.3	0/36	7.0	5.1～8.8	0/36	4	<1～27	
	3	7.2～8.2	0/36	7.2	5.6～9.1	0/36	3	<1～10	
	4	7.1～8.3	0/36	7.2	6.0～9.0	0/36	2	1～6	
	5	7.3～8.4	2/36	7.5	6.2～9.0	0/36	4	<1～35	
C — 2	6	7.5～8.2	0/36	7.4	6.0～9.8	0/36	3	<1～9	
	2	7.1～8.3	0/36	7.2	5.9～8.4	0/36	3	<1～17	
	3	7.1～8.3	0/36	7.3	6.0～9.2	0/36	3	1～8	
	4	7.2～8.3	0/36	7.1	6.1～8.0	0/36	3	1～15	
C — 3	5	7.3～8.4	1/36	7.2	6.0～8.7	0/36	2	<1～9	
	6	7.4～8.3	0/36	7.3	4.7～8.7	0/36	3	<1～18	
	2	8.2～8.3	0/24	7.5	6.9～8.5	0/24	1	<1～2	
	3	8.1～8.3	0/24	7.4	6.6～8.6	0/24	2	<1～4	
B — 1	4	8.1～8.4	2/24	7.4	6.7～8.0	0/24	2	<1～3	
	5	8.2～8.4	2/24	7.7	6.9～8.2	0/24	2	<1～6	
	6	8.0～8.3	0/24	7.5	6.5～8.8	0/24	2	<1～4	
	2	8.0～8.3	0/24	7.5	6.9～8.4	0/24	1	<1～3	
B — 2	3	7.9～8.3	0/24	7.5	6.5～8.8	0/24	2	<1～10	
	4	7.2～8.4	4/24	7.4	6.7～8.2	0/24	3	1～6	
	5	8.0～8.3	0/24	7.7	6.5～8.4	0/24	3	<1～24	
	6	7.9～8.2	0/24	7.6	6.6～8.8	0/24	3	<1～6	
B — 3	2	8.2～8.3	0/24	7.6	6.9～8.7	0/24	1	<1～2	
	3	8.0～8.3	0/24	7.5	6.5～8.7	0/24	2	<1～5	
	4	8.1～8.4	3/24	7.4	6.6～8.9	0/24	2	<1～4	
	5	8.1～8.4	2/24	7.7	7.0～8.3	0/24	2	<1～9	
A — 1	6	8.0～8.3	0/24	7.6	6.5～8.9	0/24	2	<1～4	
	2	8.2～8.3	0/24	7.5	6.8～8.7	0/24	1	<1～2	
	3	8.1～8.3	0/24	7.4	6.0～8.6	0/24	2	<1～6	
	4	8.1～8.4	2/24	7.5	6.7～8.8	0/24	2	1～4	
A — 2	5	8.2～8.4	3/24	7.7	6.9～8.2	0/24	1	<1～5	
	6	8.0～8.3	0/24	7.5	6.5～9.3	0/24	2	<1～5	
	2	7.8～8.3	0/24	7.5	6.9～8.5	14/24	1	<1～3	
	3	8.1～8.3	0/24	7.5	6.5～8.7	12/24	3	<1～8	
A — 3	4	8.1～8.4	3/24	7.4	6.6～8.3	11/24	2	<1～8	
	5	8.1～8.4	1/24	7.7	7.0～8.2	5/24	2	<1～5	
	6	8.0～8.3	0/24	7.6	6.6～9.2	12/24	3	<1～21	
	2	8.2～8.3	0/24	7.6	6.9～8.6	14/24	1	<1～2	
A — 4	3	8.0～8.3	0/24	7.5	6.5～8.6	12/24	1	<1～3	
	4	8.1～8.4	4/24	7.5	6.6～9.1	10/24	2	<1～4	
	5	8.1～8.4	1/24	7.7	7.0～8.3	6/24	2	<1～6	
	6	8.0～8.3	0/24	7.6	6.4～9.4	12/24	2	<1～4	
A — 5	2	8.2～8.4	1/24	7.6	6.7～8.9	12/24	1	<1～4	
	3	7.9～8.3	0/24	7.5	6.5～8.7	12/24	2	<1～5	
	4	8.1～8.4	3/24	7.4	6.2～8.5	10/24	2	<1～4	
	5	8.2～8.4	3/24	7.7	6.9～8.2	5/24	2	<1～5	
A — 6	6	8.0～8.3	0/24	7.5	6.4～9.3	12/24	2	<1～6	

測地 点 定 名	年度	COD (mg/L)								全亜鉛 (mg/L)		
		最小～最大	m/n	日 間 平 均 値					平均	最小～最大	m/n	
				平均	最小～最大	m/n	超過率%	中央値	75%値			
C — 1	2	1.0～6.0	0/36	3.2	2.1～4.0	0/12	0.0	3.3	3.6	0.003	0.002～0.004	
	3	1.1～7.9	0/36	3.2	1.9～4.3	0/12	0.0	3.4	3.8	0.009	0.008～0.009	
	4	0.5～5.3	0/36	2.7	1.9～3.7	0/12	0.0	2.5	3.1	0.005	0.004～0.005	
	5	0.9～11.4	4/36	4.4	2.1～10.2	1/12	8.3	4.3	4.9	0.004	0.002～0.006	
C — 2	6	1.1～7.2	0/36	3.6	1.6～4.9	0/12	0.0	3.7	4.5	0.001	<0.001～0.001	
	2	0.6～7.6	0/36	2.7	1.4～3.7	0/12	0.0	2.7	3.2	0.002	<0.001～0.003	
	3	0.7～7.8	0/36	2.9	1.5～4.1	0/12	0.0	2.9	3.7	0.006	0.005～0.006	
	4	<0.5～9.1	1/36	3.3	2.4～5.0	0/12	0.0	3.2	3.4	0.004	0.004～0.004	
C — 3	5	<0.5～11.2	1/36	4.6	2.4～8.6	1/12	8.3	4.1	5.3	0.005	0.001～0.008	
	6	1.1～8.3	1/36	3.8	2.3～5.3	0/12	0.0	3.9	4.5	0.002	<0.001～0.002	
	2	0.7～2.1	0/24	1.4	0.8～2.0	0/8	0.0	1.5	1.7	<0.001	<0.001～0.001	
	3	0.7～2.5	0/24	1.6	1.2～1.9	0/8	0.0	1.6	1.8	0.001	<0.001～0.001	
B — 1	4	<0.5～2.7	0/24	1.7	<0.5～2.6	0/8	0.0	1.9	2.0	0.002	<0.001～0.002	
	5	<0.5～7.9	0/24	3.0	<0.5～7.4	0/8	0.0	2.2	3.8	0.004	<0.001～0.006	
	6	1.1～5.2	0/24	2.6	1.3～4.6	0/8	0.0	2.2	2.8	0.002	<0.001～0.003	
	2	0.9～4.8	3/24	2.1	0.9～3.2	1/8	12.5	2.0	2.6	0.002	0.001～0.002	
B — 2	3	<0.5～3.5	2/24	2.1	1.4～3.0	0/8	0.0	2.1	2.4	0.003	0.002～0.003	
	4	0.7～3.7	5/24	2.1	1.2～3.3	1/8	12.5	2.1	2.5	0.003	<0.001～0.005	
	5	1.1～5.0	10/24	2.8	1.5～4.4	3/8	37.5	2.9	3.3	0.004	0.003～0.004	
	6	1.3～6.0	7/24	2.9	2.0～4.7	3/8	37.5	2.8	3.1	0.002	<0.001～0.003	
B — 3	2	0.8～2.7	0/24	1.6	0.9～2.1	0/8	0.0	1.6	1.8	<0.001	<0.001～0.001	
	3	0.6～3.1	1/24	1.7	1.3～2.3	0/8	0.0	1.5	2.0	0.002	0.001～0.002	
	4	0.9～3.1	2/24	2.0	1.2～2.7	0/8	0.0	2.0	2.3	<0.001	<0.001～0.001	
	5	1.2～4.6	8/24	2.7	1.4～4.5	3/8	37.5	2.7	3.1	0.004	0.003～0.004	
B — 4	6	1.3～6.2	5/24	2.4	1.4～4.4	2/8	25.0	2.2	2.6	<0.001	<0.001～0.001	
	2	0.6～2.0	0/24	1.3	0.7～1.8	0/8	0.0	1.3	1.4	<0.001	<0.001～0.001	
	3	0.6～2.7	0/24	1.6	0.9～2.5	0/8	0.0	1.5	2.1	0.001	<0.001～0.001	
	4	0.5～3.1	1/24	1.5	0.6～2.7	0/8	0.0	1.5	1.8	0.002	<0.001～0.002	
A — 1	5	1.4～5.2	4/24	2.6	1.5～4.5	2/8	25.0	2.4	2.6	0.004	0.003～0.004	
	6	0.8～6.2	4/24	2.3	1.1～4.6	1/8	12.5	1.9	2.7	<0.001	<0.001～0.001	
	2	0.7～2.7	6/24	1.6	0.9～2.5	2/8	25.0	1.4	1.6	0.002	0.001～0.003	
	3	0.7～2.5	7/24	1.7	0.9～2.2	2/8	25.0	1.9	1.9	0.001	<0.001～0.001	
A — 2	4	0.6～2.7	6/24	1.6	0.9～2.6	2/8	25.0	1.5	2.0	0.002	<0.001～0.003	
	5	0.8～3.9	14/24	2.3	1.0～3.5	6/8	75.0	2.3	2.6	0.001	<0.001～0.001	
	6	1.1～3.6	5/24	1.9	1.2～3.1	1/8	12.5	1.9	1.9	<0.001	<0.001～0.001	
	2	0.8～2.6	4/24	1.4	1.0～2.2	1/8	12.5	1.3	1.6	0.002	<0.001～0.003	
A — 3	3	0.7～2.2	2/24	1.5	1.0～1.9	0/8	0.0	1.5	1.5	0.001	<0.001～0.001	
	4	0.6～2.2	1/24	1.4	0.8～1.8	0/8	0.0	1.5	1.7	<0.001	<0.001～0.001	
	5	1.0～4.7	15/24	2.3	1.2～3.4	5/8	62.5	2.2	2.8	0.001	<0.001～0.001	
	6	0.8～4.2	7/24	2.0	1.2～3.3	3/8	37.5	2.0	2.1	<0.001	<0.001～0.001	
A — 4	2	0.5～2.4	2/24	1.2	0.7～2.1	1/8	12.5	1.2	1.2	0.001	<0.001～0.001	
	3	0.9～3.5	7/24	1.8	1.3～2.3	3/8	37.5	1.8	2.1	<0.001	<0.001～0.001	
	4	0.5～2.5	4/24	1.5	0.7～2.0	0/8	0.0	1.6	1.9	<0.001	<0.001～0.001	
	5	0.8～4.4	12/24	2.2	1.1～3.5	5/8	62.5	2.3	2.4	0.002	<0.001～0.002	
A — 5	6	0.7～3.2	7/24	1.9	1.0～2.9	3/8	37.5	1.9	2.1	<0.001	<0.001～0.001	

4 健康項目、特殊項目測定結果

(mg/L)

区分	測定点	健康項目															
		カドミウム	アンモニア	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素 (TCM)	クロロエチレン	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン (MC)
河川	潤井川橋 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	潤前川橋 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	沼清川橋 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	沼沼川新川橋 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	和田川橋 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	田子江川端 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	小潤井川端 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	富士早川末端 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	岳南排水路	岳南排水路口 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1	
岳南排水路4号末端 m/n		<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
岳南排水路5号末端 m/n		<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
海域	Cー1 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2	0 0/2	<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	Cー2 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2	0 0/2	<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	Bー2 m/n	<0.0003 0/2		<0.005 0/2	<0.002 0/2		<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	Aー2 m/n	<0.0003 0/2		<0.005 0/2	<0.002 0/2		<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
環境モニタリング水	Jー① m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1	<0.0002 0/1	<0.0004 0/1	<0.01 0/1	<0.004 0/1	<0.002 0/1	<0.002 0/1	<0.0005 0/1
	Jー② m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1	<0.0002 0/1	<0.0004 0/1	<0.01 0/1	<0.004 0/1	<0.002 0/1	<0.002 0/1	<0.0005 0/1

※ m：環境基準に適合しなかった回数 n：総調査回数

※地下水（環境モニタリング）調査地点図は地下水水質調査地点図を参照

区分	測定点	(mg/L)													特殊項目	
		1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	1, 3-ジクロロベンゼン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキシン	銅	総クロム
河川	潤井川 富鷹橋 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.6 0/1	0.09 0/1	<0.1 0/1	0.007 0/1		
	潤井川 前田橋 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	1.5～1.7 0/2	0.08～0.09 0/2	<0.1 0/2	<0.005～0.006 0/2	<0.01	<0.02
	沼清川 勇橋 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	3.5 0/1	0.08 0/1	0.1 0/1	<0.005 0/1		
	沼清川 新橋 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	2.0～2.7 0/2	0.08～0.09 0/2	<0.1 0/2	<0.005 0/2	<0.01	<0.02
	和田川 新和田川橋 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.9 0/1	<0.08 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	田子江川 末端 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.2 0/1	0.1 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	小潤井川 末端 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.4 0/1	0.1 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	富士早川 末端 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.5 0/1	0.11 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
岳南排水路	岳南排水路 沼川吐口 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	0.8 0/1	0.1 0/1	0.2 0/1	<0.005 0/1		
	岳南排水路 4号末端 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	0.86 0/1	0.14 0/1	0.2 0/1	<0.005 0/1		
	岳南排水路 5号末端 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.3 0/1	<0.08 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
海域	C-1 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	1.1～1.6 0/2			<0.005 0/2	0.01～0.02	<0.02
	C-2 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	1.2～1.7 0/2			<0.005 0/2	0.01～0.02	<0.02
	B-2 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	0.22～0.98 0/2			<0.005 0/2	<0.01	<0.02
	A-2 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	0.14～0.41 0/2			<0.005 0/2	<0.01	<0.02
地環境モニタリング地下水	J-① m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	2.10 0/1	0.10 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	J-② m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.30 0/1	<0.08 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		

※ m：環境基準に適合しなかった回数 n：総調査回数

※地下水（環境モニタリング）調査地点図は地下水水質調査地点図を参照

5 要監視項目測定結果

(mg/L)

物質名	指針値	河 川		岳南排水路	海 域
		潤井川前田橋	早川末端	5号末端	C-1
クロロホルム※ ¹	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
イソキサチオン	0.008以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
ダイアジノン	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
オキシ銅 (有機銅)	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
クロロタロニル (TPN)	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
プロピザミド	0.008以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
EPN	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ジクロルボス (DDVP)	0.008以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
イプロベンホス (IBP)	0.008以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン (CNP)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
トルエン	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
モリブデン	0.07以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02以下	0.002	<0.002	<0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	0.0004以下	<0.00004	<0.00004	0.00054	0.00024
全マンガン	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ウラン	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005以下 (暫定)	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005
フェノール※ ¹		<0.008	<0.008	—	<0.02
ホルムアルデヒド※ ¹		<0.1	<0.1	—	<0.003
4-tert-オクチルフェノール※ ¹		<0.0004	<0.0004	—	<0.00004
アニリン※ ¹		<0.002	<0.002	—	<0.01
2,4-ジクロロフェノール※ ¹		<0.003	<0.003	—	<0.001

※¹ 水生生物の保全に係る要監視項目（下表）であり、潤井川前田橋では「生物A」の指針値が適用される。

水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値(河川)

物質名	類型	指針値
クロロホルム	生物A	0.7以下
	生物B	3以下
フェノール	生物A	0.05以下
	生物B	0.08以下
ホルムアルデヒド	生物A	1以下
	生物B	1以下
4-tert-オクチルフェノール	生物A	0.001以下
	生物B	0.004以下
アニリン	生物A	0.02以下
	生物B	0.02以下
2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03以下
	生物B	0.03以下

6 地下水定点モニタリング（柳島・鮫島・中之郷地区）調査結果

区分	番号	年度	テトラクロロエチレン (mg/L)				トリクロロエチレン (mg/L)				1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)				1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)							
			平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
柳島	1	4						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		5						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		6						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
	2	4						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		5						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		6						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
	3	4						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		5						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		6						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
	4	4						0.040		0.039 ～ 0.042		4/4	<0.004		<0.004		0/4					
		5						0.036		0.034 ～ 0.039		4/4	<0.004		<0.004		0/4					
		6						0.040		0.033 ～ 0.046		4/4	<0.004		<0.004		0/4					
	5	4						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		5						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		6						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
	6	4						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		5						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
		6						<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4					
鮫島	7	4	0.017	0.009 ～ 0.025	3/4							<0.004		<0.004		0/4	<0.01		<0.01		0/4	
		5	0.016	0.014 ～ 0.018	4/4							<0.004		<0.004		0/4	<0.01		<0.01		0/4	
		6	0.015	0.012 ～ 0.019	4/4							<0.004		<0.004		0/4	<0.01		<0.01		0/4	
	8	4	<0.0005	<0.0005	0/4							<0.004		<0.004		0/4	<0.01		<0.01		0/4	
		5	<0.0005	<0.0005	0/4							<0.004		<0.004		0/4	<0.01		<0.01		0/4	
		6	<0.0005	<0.0005	0/4							<0.004		<0.004		0/4	<0.01		<0.01		0/4	
	9	4	<0.0005	<0.0005	0/4							<0.004		<0.004		0/4	<0.01		<0.01		0/4	
		5	<0.0005	<0.0005	0/4							<0.004		<0.004		0/4	<0.01		<0.01		0/4	
		6	<0.0005	<0.0005	0/3							<0.004		<0.004		0/3	<0.01		<0.01		0/3	
環境基準値		0.01mg/L以下				0.01mg/L以下				0.04mg/L以下				0.1mg/L以下								

区分	番号	年度	テトラクロロエチレン (mg/L)				トリクロロエチレン (mg/L)				1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)				四塩化炭素 (mg/L)						
			平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大
中之郷	10	4	0.0018	0.0016 ～ 0.0020	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	
		5	0.0016	0.0015 ～ 0.0016	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	
		6	0.0014	0.0012 ～ 0.0016	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	
	11	4	0.0042	0.0024 ～ 0.0057	0/4	0.0020	<0.001 ～ 0.0025	0/4	0.0054	<0.004 ～ 0.0058	0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4
		5	0.0028	0.0025 ～ 0.0033	0/4	0.0013	<0.001 ～ 0.0016	0/4	0.0041	<0.004 ～ 0.0042	0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4
		6	0.0024	0.0018 ～ 0.0036	0/4	0.0015	<0.001 ～ 0.0020	0/4	0.0048	<0.004 ～ 0.0048	0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4
	12	4	0.0100	0.0086 ～ 0.0120	1/3	0.0029	0.0026 ～ 0.0033	0/3	0.0091	0.0083 ～ 0.010	0/3	<0.0002		<0.0002		0/3	<0.0002		<0.0002		0/3
		5	0.0101	0.0091 ～ 0.0120	1/4	0.0029	0.0024 ～ 0.0037	0/4	0.0098	0.0080 ～ 0.013	0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4
		6	0.0089	0.0083 ～ 0.0094	0/4	0.0025	0.0024 ～ 0.0026	0/4	0.0094	0.0086 ～ 0.010	0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4
	13	4	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	
		5	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	
		6	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002		<0.0002		0/4	
	14	4	0.033	0.029 ～ 0.036	4/4	0.0013	0.0011 ～ 0.0015	0/4	<0.004		<0.004		0/4	0.0002	<0.0002 ～ 0.00021	0/4					
		5	0.030	0.029 ～ 0.031	4/4	0.0011	<0.001 ～ 0.0013	0/4	<0.004		<0.004		0/4	0.00026	<0.0002 ～ 0.00042	0/4					
		6	0.031	0.029 ～ 0.033	4/4	0.0011	<0.001 ～ 0.0011	0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002	<0.0002	0/4					
	15	4	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	0.00022	<0.0002 ～ 0.00026	0/4			
		5	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	0.00022	<0.0002 ～ 0.00028	0/4			
		6	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002	<0.0002	0/4			
	16	4	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002	<0.0002	0/4			
		5	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002	<0.0002	0/4			
		6	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001		<0.001		0/4	<0.004		<0.004		0/4	<0.0002	<0.0002	0/4			
環境基準値		0.01mg/L以下				0.01mg/L以下				0.04mg/L以下				0.002mg/L以下							

※ m:環境基準に適合しなかった回数 n:総調査回数 番号は地下水水質調査地点に対応

※トリクロロエチレンの環境基準値は平成26年11月の告示より、0.03mg/Lから0.01mg/Lへ変更となった。

V 公害行政年表

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 26 (1951)		岳南排水路建設工事着手		
33 (1958)			12	旧水質二法(「工場排水等の規制に関する法律(工場排水規制法)」、「公共水域の水質保全に関する法律(水質保全法)」)公布 (二法ともS34.3施行)
35 (1960)	7	地下水の塩水化が顕著化する		
36 (1961)	8	田子の浦港開港	10	静岡県公害防止条例制定 (S37.4.1施行) 〃 静岡県立自然公園条例制定
37 (1962)			6	ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)制定
40 (1965)		通産省地下水利用適正化調査実施	5	田子の浦港浚渫中、塩化水素発生
41 (1966)	11	富士市、吉原市、鷹岡町が合併し、 富士市となる 〃 経済部開発課に公害係新設		
42 (1967)	5	市議会に公害対策特別委員会設置	8	公害対策基本法公布・施行
	8	ばい煙の排出の規制等に関する法律による 指定地域検討のための基礎調査 ・ 亜硫酸ガス(自動測定機) 3箇所 ・ 〃 (二酸化鉛法) 7箇所 ・ 降下ばいじん(デポジットゲージ) 7箇所	9	四日市ぜんそく患者訴訟
43 (1968)	3	東京電力(株)より市長に富士川火力発電所 (出力105万kw)建設申入書提出	3	イタイイタイ病患者訴訟
	4	経済部公害対策室新設 〃 火力発電所対策室新設	6	大気汚染防止法・騒音規制法公布 (S43.12.1施行)
	8	大気汚染環境測定局調査体制整備 ・ 亜硫酸ガス(自動測定器) 7箇所 ・ 〃 (二酸化鉛法) 19箇所 ・ 降下ばいじん(デポジットゲージ) 6箇所	8	カネミライスオイル中毒事件
	9	富士市公害除去資金貸付金利子補給金交付 要綱制定 〃 岳南排水路管理組合設立	9	静岡県水質指導基準設定
	10	経済部公害対策室を経済部公害課に改める	12	大気汚染防止法による地域指定 (いおう酸化物排出基準 K値26.3)

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 44 (1969)	4	富士市公害除去資金貸付金利子補給金交付要綱改正	2	いおう酸化物の環境基準設定
	〃	公害防止協定締結 ・ 大昭和製紙(株)鈴川工場 (現) 日本製紙(株)富士工場鈴川 ・ 三興製紙(株)富士工場 (現) 王子マテリア(株)富士工場第二工場	〃	静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱制定
	5	工場立地に伴う公害防止協定締結 ・ 富士カオリン工業(株)富士工場 (現) (株)イメリスミネラルズジャパン富士工場	3	大気汚染防止法による地域指定 (富士区域)
	7	公害防止協定締結 ・ 大昭和製紙(株)吉永工場 (現) 日本製紙(株)富士工場吉永 ・ 大昭和製紙(株)富士工場 (現) 日本製紙(株)富士工場富士 ・ ポリプラスチック(株)富士工場 ・ 大興製紙(株) ・ 本州製紙(株)富士工場第一工場 (現) 王子マテリア(株)富士工場第一工場	5	騒音規制法による地域指定 (指定面積 6,085km ² 富士市他)
	8	公害防止協定締結 ・ 東京芝浦電気(株)富士工場 (現) 日本キヤリア(株)	6	熊本県水俣病訴訟 〃 公害紛争処理法制定
	10	富士地区大気汚染防止協力工場連絡会発足	10	水質保全法の水域指定 (田子の浦水域)
	〃	公害防止協定締結 ・ 井出彦製紙(株) (現) イデヒコ製紙(株) (倒産) ・ (株)三仁製紙所 ・ 旭化成工業(株)富士支社 (現) 旭化成(株)富士支社 ・ 興亜工業(株) ・ 三興製紙(株)富士工場 (現) 王子マテリア(株)富士工場第二工場	12	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布 〃 いおう酸化物排出基準改正 (K値14.0) 〃 大阪国際空港騒音訴訟 (S56.12.16判決)
	11	公害防止協定締結 ・ 井出協和木材(株)		
	12	排煙脱硫研究会発足		
	〃	排煙脱硫実験プラント設置 (2基)		

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 45 (1970)	3	富士市大気汚染注意報実施要綱制定	2	一酸化炭素の環境基準設定
	4	経済部公害課を企画調整部公害課に改める	4	水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	〃	公害防止協定締結 ・ 五條製紙(株) ・ 井出製紙(株) (現)大日製紙(株)へ承継 ・ 春日製紙工業(株) ・ 東海電化工業(株)吉原工場 (現)(株)A D E K A 富士工場 ・ 三島製紙(株)原田工場 (現)日本製紙パピリア(株)原田工場 ・ 日本食品化工(株)富士工場 ・ 東洋インキ製造(株)化成事業所富士工場 (現)トーヨーカラー(株)富士製造所 ・ 大平製紙(株)富士工場 (現)ダイニック(株)太平カンパニー富士工場	6	ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表(通産省)
			〃	公害紛争処理法公布 (S45. 11. 1施行)
			10	水質保全法に基づく田子の浦水域水質基準決定
			12	公害防止事業費事業者負担法公布 (S46. 5. 10施行)
			〃	農用地の土壌の汚染防止に関する法律公布 (S46. 6. 5施行)
			〃	水質汚濁防止法制定 (S46. 6. 24施行)
			〃	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 (S46. 9. 24施行)
	7	富士地区水域環境調査実施		
	8	田子の浦港へドロ公害追求住民抗議集会		
	10	大気汚染環境測定局テレメータ化(7局)		
	11	田子の浦港へドロ公害住民訴訟		
46 (1971)	1	自動車排ガス調査実施	2	「鳥や魚にP C Bが蓄積」と発表される
	2	富士市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例制定	3	静岡県公害防止条例の全面改正 (S46. 9. 14施行)
	〃	富士市公害除去資金貸付金利子補給金交付要綱改正	〃	静岡県公害防止センター設置
			〃	静岡県地下水の採取の適正化に関する条例公布 (S46. 6. 3施行)
	3	富士市公害対策審議会条例制定		
	4	公害防止協定締結 ・ 大三製紙(株) (現)エリエールプロダクト(株)	4	田子の浦港堆積汚泥第1次浚渫 (4月～5月 処理量 110千m³)
			〃	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律公布・施行
	9	公害対策基本法第19条に基づく公害防止計画策定地域概況等基礎調査実施	〃	騒音に係る環境基準閣議決定
			〃	大気汚染防止法の一部改正 ・ 希硫ガスを燃料として専燃させる施設、または熱源として電気のみ使用する施設の適用除外を外し、適用対象とする。
	11	富士市公害対策審議会に「大気汚染防止計画策定について」諮問	5	環境庁設置法公布 (S46. 7. 1施行)
			〃	水質環境基準の水域類型指定(田子の浦水域)

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 46 (1971)			6	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布・施行
			//	悪臭防止法公布 (S47. 5. 31施行)
			9	静岡県公害防止条例改正
47 (1972)	4	富士市公害対策審議会より「大気汚染防止計画策定について」答申	1	いおう酸化物排出基準改正 ・一般排出基準 K値7.59 ・特別排出基準 K値3.50
	10	環境監視測定車「青空号」による大気汚染測定開始	//	浮遊粒子状物質環境基準設定
	11	大気汚染測定局（今泉小・伝法公民館）の2局をテレメータ化	2	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による地域指定(富士市)
	//	スラッジの埋立処分に関する指導要領策定	3	通産省がP C Bの生産・使用の中止を通達
	//	酸性雨測定開始(市庁舎屋上)	5	田子の浦港堆積汚泥第2次浚渫 (4月～5月 処理量 325千m ³)
			6	自然環境保全法公布
			//	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布(無過失損害賠償責任制度の導入)
			8	静岡県公害防止条例により上乘せ排水基準施行 (田子の浦水域第1段)
			9	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(豚房施設、牛房施設及び馬房施設の追加)公布 (S47. 10施行)
			12	悪臭防止法による地域指定
48 (1973)	2	富士503計画策定	4	上乘せ排水基準見直し ・田子の浦水域(第2段) ・奥駿河湾水域
	12	富土地域公害防止計画(第1次)が承認される (昭和52年度まで)	//	自然環境保全法施行
	//	公害防止協定締結 ・岳南第一製紙(協)	5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(静岡市等を政令市に追加)公布
			//	田子の浦港堆積汚泥第3次前期浚渫 (5月～6月 処理量 155千m ³)
			//	二酸化窒素・光化学オキシダント環境基準設定
			8	窒素酸化物第1次規制実施

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 48 (1973)			10	公害健康被害補償法公布 (S49. 9. 1施行) 〃 瀬戸内海環境保全臨時措置法公布 (S48. 11月 施行)
49 (1974)	4	浮遊粉じん及び重金属調査実施 (4月・10月)	1	自動車排出ガスの量の許容限度設定 (50年規制)
	〃	富士・愛鷹山麓地域の大規模開発事業を原則として認めない方針打ち出す	〃	田子の浦港堆積汚泥第3次後期浚渫 (1月～5月 処理量 720千m³)
	7	企画調整部公害課を環境部公害課に改める	4	いおう酸化物排出基準改正 ・一般排出基準 K値4.67 ・特別排出基準 K値1.75
	10	気象と光化学オキシダント濃度の関係調査実施	〃	国土利用計画法公布 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(浜松市等を政令市に追加)公布
	12	富士市公害健康被害補償条例制定	6	公害健康被害補償法施行
			9	公害健康被害補償法による地域指定
			11	大気汚染防止法改正 ・硫酸化物の総量規制方式の導入等
			〃	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布 (S49. 12施行) ・旅館等の追加
			12	国土利用計画法施行
50 (1975)	2	富士市公害防止地域連絡会議結成 富士市公害対策審議会に「悪臭防止対策について」諮問	2	P C Bの水質環境基準・排出基準設定 〃 新幹線鉄道騒音に係る環境基準閣議決定
	8	富士市公害分析センター設置 (旧鷹岡庁舎)	4	いおう酸化物排出基準改正 ・一般排出基準 K値3.50 ・特別排出基準 K値1.75
	9	悪臭意識調査実施	〃	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(秋田市等を政令市に追加)公布
	12	富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例制定	7	騒音環境基準の類型指定 (S51. 8. 1施行)
			12	窒素酸化物排出基準改正 (第2次規制) ・既設大型施設の基準強化、規制対象施設の拡大等
51 (1976)	9	連続自動測定機による悪臭調査実施(環境庁)	5	光化学オキシダント緊急時対策として予報制度開始

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 51 (1976)			5	水質汚濁防止法施行令の一部改正公布 (S51. 6施行) ・ 浄水施設と中央卸売市場を排水規制対象 に追加
			〃	瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正 する法律公布・施行(期限を2年間延長)
			6	振動規制法制定 (S51. 12. 1施行)
			9	悪臭防止法施行令の一部改正 ・ 悪臭物質として、二硫化メチル、アセト アルデヒド、スチレンを追加
			12	自動車排出ガスの量の許容限度設定 (S53年規制)
52 (1977)	3	いおう酸化物高濃度発生 of 気象解析実施	1	公害健康被害補償法による指定地域拡大 (富士市)
	4	富士市公害防止対策に関する指導方針制定 T E A 法による主要道路二酸化窒素実態調 査 (4月・6月実施)	〃	上乗せ排水基準見直し ・ 田子の浦水域 ・ 奥駿河湾水域
	6	新幹線鉄道騒音に係る測定業務等国鉄より 受託 (昭和52年6月～53年1月)	2	静岡県総合計画策定
			3	富士地域いおう酸化物総量規制基準告示
			〃	田子の浦港堆積汚泥第4次前期浚渫 (3月～12月 処理量150千m³)
			4	田子の浦港への流入浮遊物質について協 定締結(県・企業間)
			6	窒素酸化物排出基準改正 (第3次規制) ・ 排出ガス量5000Nm³/hr以上の既設小型ボ イラーを規制対象に
			8	静岡県地下水の採取に関する条例公布 (全面改正) (S53. 1. 31施行)
			10	振動規制法による地域指定 ・ 騒音と同一地域
53 (1978)	5	富士市公害分析センターに公害課分析係を 設置	1	自動車排出ガスの量の許容限度設定 (昭和54年規制)
	〃	新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策助成事 務を国鉄より受託(80ホン以上)	〃	振動規制法適用 静岡県地下水の採取に関する条例施行
	8	富士市公害対策審議会より「悪臭対策につ いて」中間報告		

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 53 (1978)	8	T E A法による主要道路二酸化窒素実態調査	6	水質汚濁防止法改正 ・ 広域的閉鎖性海域で、水域への汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制を制度化
	11	公害防止協定締結 ・ 富士製紙(協)	7	二酸化窒素の環境基準改正 ・ 0.02ppm→0.04～0.06ppm
54 (1979)	3	富土地域公害防止計画（第2次）計画の見直し延長承認 (昭和57年度まで)	1	田子の浦港堆積汚泥第4次後期(昭和53年度分)浚渫 (1月～5月 処理量150千m³)
	"	大気汚染常時監視テレメータシステム更新 (田子浦農協測定局テレメータ化…計10局) 2代目	3	騒音規制法による地域の指定変更告示
	"	富士市公害対策審議会より悪臭対策について答申	5	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (S54.6.12施行) ・ 病院、一般廃棄物処理施設追加
	7	T E A法による主要道路二酸化窒素実態調査	5	田子の浦港堆積汚泥第4次後期(昭和54年度分)浚渫 (5月～12月 処理量190千m³)
	8	悪臭連続自動測定機(A O A)導入	8	窒素酸化物排出基準改正 (第4次規制) " 自動車排出ガスの量の許容限度設定
			12	上乗せ排水基準改正(県下全水域) (300床以上の病院・焼却施設に適用)
55 (1980)	2	T E A法による主要道路二酸化窒素実態調査(2月・9月)	12	田子の浦港堆積汚泥第4次後期(55年度分)浚渫 (12月～56年3月 処理量 23.6千m³)
	3	富士市悪臭公害防止対策指導要綱告示 (S55.10.1施行)		
56 (1981)	4	富士市公害健康被害補償条例改正	3	田子の浦港堆積汚泥浚渫処理事業終了
	"	富士市公害防止対策に関する指導方針改訂	11	水質汚濁防止法施行令の一部改正 ・ 冷凍調理食品製造業の原料処理施設等を特定施設に追加
57 (1982)	1	T E A法による環境二酸化窒素実態調査 (1月・10月実施)	2	冷凍調理食品製造業の原料処理施設等を特定施設に追加したことに伴う化学的酸素要求量に係る総量規制基準(環境庁告示)の一部改正
	3	大気汚染測定局舎改築(富士中・鷹岡公民館・田子浦農協浜通り支所)	5	大気汚染防止法施行規則の一部改正 (S57.6.1施行) ・ ばいじんの排出基準の強化等
	6	富士市議会において公害対策特別委員会の廃止を決定		

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 57 (1982)	6	新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策助成事務を国鉄より受託(76ホン以上)	6	水質汚濁防止法施行令の一部改正(地方卸売市場の特定施設への追加)公布 (S57.7施行)
	12	大気汚染測定局舎改築(大淵中・今泉小・伝法公民館)	12	水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・窒素及びリンに係る環境基準の水域類型の指定等
	〃	岩松公民館測定局のテレメータ化(計11局)		
58 (1983)	2	岳南排水路の環境影響調査報告	5	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一部改正 ・潤井川下流(新田橋下流) E から B 類型に変更
	7	環境騒音調査実施		
	8	T E A 法による環境二酸化窒素実態調査(8月・11月実施)		
	11	田子の浦港へドロ公害訴訟原告住民との間で和解成立		
59 (1984)	2	T E A 法による環境二酸化窒素実態調査(2月・5月実施)	7	湖沼水質保全特別措置法公布 (S60.3.21施行)
	3	富士地域公害防止計画(第3次)再延長承認(昭和62年度まで)	8	トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定
	4	環境部公害課を生活環境部公害課に改める		
	〃	富士市公害分析センターを西部浄化センター内に移設し、富士市公害分析室に改める		
	11	有機塩素系化合物の地下水水質調査を開始する		
60 (1985)	11	有機塩素系化合物の地下水水質調査(市内7測点を定点とし、年4回実施)	5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(窒素、リンを規制項目に追加)公布・施行
			〃	水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令及び排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令(窒素、リンの排水基準を設定)公布 (S60.7施行)
			〃	窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼告示 (S60.7施行)
			6	大気汚染防止法施行令の一部改正 (S60.9.10施行) ・ボイラー規模要件の見直し 燃焼能力重油換算50L/hr以上の要件を追加

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 60 (1985)			12	湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼及び指定地域の指定に係る告示
			"	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令及び湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部を改正する総理府令公布
61 (1986)	3	富士市公害対策審議会に「悪臭公害防止対策指導要綱指導基準値の見直しについて」諮問	3	騒音規制法施行令等の一部を改正する政令公布(清水市等を政令市に追加)
	"	「ふじ21世紀プラン」(第三次富士市総合計画)策定…平成12年度目標	6	排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令(なめし革製造業及び毛皮製造業における暫定排水基準の強化、適用期限の延長等)公布・施行
	10	環境監視測定車「青空号」を廃止し、コンテナ型大気汚染移動測定局へ移行	10	湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼及び指定地域の指定に係る告示(諏訪湖)
			11	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令公布(諏訪湖について汚濁負荷量の規制基準に係る項目を設置)
			12	水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令(総量規制基準の設定方法の改正)公布・施行
62 (1987)	4	生活系排水等の対策推進連絡会議発足(庁内臨時組織)	3	騒音規制法施行令等の一部を改正する政令公布(川越市等を政令市に追加)
	10	自動車排出ガス測定局設置(塔の木・宮島)・自排局別個をテレメータ化	9	内閣総理大臣、湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼及び指定地域を指定(釜房ダム貯水池)
	12	富士市公害健康被害補償条例の一部改正(S63.3.1施行)	"	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令公布(釜房ダム貯水池について汚濁負荷量の規制基準に係る項目を設定)
			9	公害健康被害補償法の一部改正(S63.3.1施行) ・第一種地域の指定解除
			10	大気汚染防止法施行令の一部改正(S63.2.1施行) ・ガスタービン及びディーゼル機関を追加
			11	公害健康被害補償法施行令の一部改正(S63.3.1施行) ・第一種地域の指定解除

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
昭和 63 (1988)	4	有機塩素系溶剤に係る工場調査	5	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布
	5	浮遊粒子状物質実態調査 (5月・8月・11月・元年1月)	10	水質汚濁防止法施行令の一部改正 ・ ちゅう房施設を特定施設に追加
	6	公害防止協定締結 ・ 井出製紙(株) (現)大日製紙(株)	11	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正 (H1. 4. 1施行) ・ 音量、作業時刻に関する基準の変更
	7	雨水自動採取装置による酸性雨監視体制の強化		
	11	生活排水対策実践活動(鷹岡地区) 富士市公害対策審議会より「悪臭公害防止対策指導基準値の見直しについて」答申		
平成 元年 (1989)	2	富士市悪臭公害防止対策指導要綱一部改正告示	1	内閣総理大臣、湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼及び指定地域を指定(中海及び宍道湖)
	3	富士地域公害防止計画(第4次)再延長承認(平成4年度まで)	2	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令公布(中海及び宍道湖について汚濁負荷量の規制基準に係る項目を設定)
			3	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (H1. 10. 1施行) ・ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定
			4	四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針設定
			6	水質汚濁防止法の一部を改正する法律(地下水汚染対策及び事故時対策の導入)公布 (H1. 10. 1施行)
			〃	大気汚染防止法一部改正 (H1. 10. 1施行) ・ 特定粉じん追加
			7	窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件告示(窒素・リン規制湖沼の追加)
			〃	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(平成元年法改正に伴う規定の整備)
			8	水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令公布(平成元年法改正に伴う規定の整備)

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 2 (1990)	4	環境大気汚染監視局適正配置に関する委託調査実施	3	静岡県地球環境保全に関する基金条例制定
	8	環境騒音測定調査実施(市内全域)	4	水質汚濁防止法の一部改正 ・生活排水対策を推進するための制度的枠組みを整備
	10	生活排水対策実践活動(湯沢平地区)	5	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る環境庁暫定指導指針設定
	12	富士地区ダイオキシン対策協議会設立 (富士地区の紙パルプ工場排水中のダイオキシン対策のため、企業・関係団体・行政機関により設立)	6	静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領施行
	〃	地下水の有機塩素系化合物による汚染が4地区で判明(天間、久沢・入山瀬、蓼原、原田地区の8本の井戸)	7	排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令(窒素・燐に関する暫定措置の改正)公布
			9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(総量規制地域における処理対象人員201人～500人のし尿浄化槽の規制等)公布 (H3.4施行)
3 (1991)	2	第1回富士地区ダイオキシン対策協議会開催	〃	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する総理府令(平成2年法改正に伴う既定の整備)公布
	〃	ダイオキシン問題講演会開催 (環境庁：紙パルプ工場排水、大気中等のダイオキシン調査)	11	大気汚染防止法施行令の一部改正 (H3.2.1施行) ・ガスエンジン等を特定施設に追加
	3	「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」策定	3	上乗せ排水基準改正 (H3.5.1施行) ・弁当製造業・飲食店等に適用
	12	富士地区ダイオキシン対策指針の策定 低公害車導入(軽四バン型電気自動車1台…環境庁補助事業)	4	再生資源の利用の促進に関する法律公布
			7	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 (H3.7.30施行) ・9種類を追加
			〃	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (H3.10.1施行) ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン既設を特定施設に追加
			8	公害対策基本法の一部改正 ・土壌汚染に係る環境基準を告示

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 3 (1991)			10	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(琵琶湖第5指定湖沼について汚濁負荷量規制対象項目として窒素、磷を追加指定)公布・施行
			12	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正
4 (1992)	3	大気汚染常時監視テレメータシステム更新(3代目)	2	静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領の一部改正
	〃	市庁舎2階市民ホールへ環境データ表示装置設置 農薬の使用に係る環境保全協定締結 ・(株)南富士カントリー倶楽部 ・(株)十里木(十里木カントリークラブ) ・表富士観光(株)(大富士ゴルフ場)	3	水質汚濁防止法施行令の一部を改訂する政令公布(前橋市等)
	4	環境大気汚染監視測定局適正配置の実施により新監視体制へ移行 合計12局 (自排2局・コンテナ1局・県4局含む)	5	計量法の全部改正に伴う改正
	〃	テレメータ装置全面更新(3代目パソコン使用)	6	地球サミット(環境と開発に関する国連会議)開催(リオデジャネイロ)
	8	ダイオキシン対策に係るA O X測定調査実施 (121工場)	〃	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOX法)公布
	〃	岳南排水路ダイオキシン測定調査	7	静岡県環境影響評価要綱制定
	9	柳島地区で新たに有機塩素系化合物による地下水汚染が判明	8	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律施行
	12	大気汚染防止推進月間記念行事(主催:静岡県)を富士市で開催	10	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令公布 (R4. 10. 21施行) ・湖沼水質保全特別措置釜房ダム貯水池及び諏訪湖について汚濁負荷量規制対象項目として窒素、磷を追加指定
			12	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 〃 嗅覚を用いる臭気の判定試験方法告示
5 (1993)	8	ダイオキシン対策に係るA O X測定調査実施(119工場) 岳南排水路ダイオキシン測定調査	3	水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・健康項目の項目追加等
			6	悪臭防止法施行令の一部改正 (H6. 4. 1施行) ・悪臭物質にプロピオンアルデヒド等10物質を追加

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 5 (1993)			8	水質汚濁防止法施行令の一部を改定する政令、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令公布 (H5. 10. 1施行) ・ 海域の窒素、磷を排水規制対象として追加 〃 排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令公布 (H5. 10施行) ・ 海域の窒素、磷について排水基準の設定 〃 窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件、窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域を定める件告示 (H5. 10施行)
			11	環境基本法公布・施行 (公害対策基本法廃止)
6 (1994)	3	富士地区ダイオキシン対策協議会 AOX 目標値達成を発表	2	水質汚濁防止法施行令の一部改正 ・ ジクロロメタン等13物質を追加
	〃	富士地域公害防止計画(第5次)再延長承認(平成9年度まで)	3	静岡県公害防止条例施行規則の一部改正 〃 大気汚染防止法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布 ・ 松本市等追加
	8	富士市環境審議会発足 (富士市公害対策審議会条例廃止)	4	悪臭防止法施行規則の一部改正 (H7. 4. 1施行) ・ メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの排水中の規制基準の設定方法を定める等
	〃	ダイオキシン対策に係る AOX 測定調査実施(114工場)	5	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法・同法施行令・同法施行規則施行
	〃	岳南排水路ダイオキシン測定調査	7	瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(瀬戸内海において削減指導方針を定めるべき物質に窒素を追加指定)公布・施行
			10	湖沼水質保全特別措置法第2条第1項及び第2項に基づき指定湖沼及び指定地域を指定する件告示(野尻湖を指定湖沼に指定)公布・施行 〃 湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(野尻湖について規制対象項目を規定する等)公布

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 7 (1995)	3	富士市悪臭公害防止対策指導要綱一部改正告示 (H7. 4. 1施行)	3	大気汚染防止法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(盛岡市等追加指定)
	7	「環境共生モデル都市」の指定受ける	4	悪臭防止法の一部改正公布 (H8. 4. 1施行) ・ 嗅覚測定法による規制方式の導入
	8	ダイオキシン対策に係るA O X測定調査実施(岳南排水路調査) (H7. 4. 1施行)	〃	電気事業法改正 ・ 電気事業者以外の事業者が、電力会社に電気を売ることが認められた
8 (1996)			7	排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令(窒素、燐に関する暫定措置にかかる改正)公布・施行
	2	ダイオキシン対策に係るA O X測定調査実施(岳南排水路調査)	3	大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく届出様式の統一化)公布・施行
	3	富士地区ダイオキシン対策協議会専門部会開催	〃	静岡県環境基本条例公布 (H8. 4. 1施行)
	6	富士地区ダイオキシン対策協議会開催	4	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正
	8	ダイオキシン対策に係るA O X測定調査実施(岳南排水路調査)	5	大気汚染防止法の一部改正公布 (H9. 4. 1施行) ・ 吹付け石綿使用建築物の解体作業について、作業基準の設定・事前届出・計画改善命令等の規制措置等
			6	水質汚濁防止法の一部改正公布 (H9. 4. 1施行) ・ 地下水水質浄化、油流出防止 ・ 厚生省：ダイオキシンリスクアセスメント研究中間発表 耐用1日摂取量(TDI)として 10pg/kg体重/日
			7	水質汚濁防止法施行令及び水質汚濁防止法施行規則(平成8年改正に伴う既定の整備)公布
			12	環境庁：ダイオキシンリスク評価検討中間報告 健康リスク評価指針値として 5pg/kg体重/日
			〃	騒音規制法施行令の一部改正公布 (H9. 10. 1施行) ・ 切断機を特定施設に、バックホウ等3種の建設機械使用作業を特定建設作業に追加

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 9 (1997)	2	ダイオキシン対策に係るA O X測定調査実施	1	日本海でロシア船籍「ナホトカ号」沈没し船首一部座礁、推定5,000k [㍉] のC重油が流失
	3	富士地区ダイオキシン対策協議会開催(解散) (紙パルプ工場排水のダイオキシン対策のため設置され、排水についてはほぼ目的が達成されたため、今後当面年1回岳南排水路のダイオキシン調査を継続する事を決める 8月実施)	2	排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令(鉛、セレンの暫定措置の見直し)公布(2月公布)
	10	第8回アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰受賞(環境庁長官表彰)(第18回快適環境シンポジウム岩手県東和町にて)	3	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質に大気汚染に係る環境基準設定
	12	テレメータシステム親局のみ更新(4代目)	3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(加古川市追加指定)
10 (1998)			6	環境影響評価法公布
			8	大気汚染防止法施行令・廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正公布(H9.12.1施行) ・有害大気汚染物質の特定物質に、ダイオキシン類を追加 ・指定物質排出施設に、製鋼用電気炉、廃棄物焼却炉を追加
	1	第2回こどもエコクラブアジア会議開催 主催：環境庁・静岡県／共催：富士市他(日本を含め10カ国参加)	3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(町田市等追加)
	4	生活環境部公害課を環境保全課に改称	4	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正(30物質→35物質)
	〃	環境対策に対する国際協力の一環としてチリ国へ職員1名を派遣(2年間・JICA出向)	〃	大気汚染防止法施行規則等一部改正交付 ・廃棄物焼却炉のばいじんの排出基準を強化等
	5	柳島地区のトリクロロエチレン等による地下水汚染問題が新聞・テレビで大きく報道され、周辺地区の全井戸の水質調査を実施(全国の多くの電気機器製造工場等で同様な報道がなされる)	5	水質汚濁防止法施行令の一部改正公布 ・PCBの処理施設を特定施設に追加
	〃	大気中のダイオキシン類調査開始(救急医療センター)	6	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正施行 ・廃棄物処理施設の設置許可手続き等
	11	富士中測定局舎建替え完了	9	騒音に係る環境基準改正(L50→Leq H11.4.1施行)
			〃	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの許容限度」の改正(H10.9.29公示) ・ガソリン、LPG自動車の排気ガス規制の強化等

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 10 (1998)			10	地球温暖化対策の推進に関する法律 (H11. 4. 8施行)
			12	静岡県生活環境の保全等に関する条例 (H11. 4. 1施行) (一部、H11. 10. 1、H12. 4. 1施行)
11 (1999)	3	富士地域公害防止計画(第6次)再延長承認 (平成14年度まで)	1	土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び運用基準(環水企第29号)
	7	低公害車導入 (日産ADバンCNG車) 1台	2	公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目追加 ・ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)
			3	静岡県環境影響評価条例制定 (H11. 6. 12施行)
			〃	悪臭防止法施行規則の一部改正 (H11. 9. 13施行) ・周辺最大建物の高さ及び周辺最大建物と敷地境界の最短距離の算定方法等
			4	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一部改正 (沼川下流「沼川新橋」EからD類型に変更)
			7	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)公布 (H12. 3. 30、H13. 1. 1、H13. 4. 1、H14. 1. 12施行)
			〃	ダイオキシン類対策特別措置法公布 (H12. 1. 15施行)
			〃	大気汚染防止法に基づく「自動車燃料品質に関する許容限度(ガソリン中のベンゼンの許容限度を5体積%以下から1体積%以下)」を改正 (H12. 1. 1適用)
12 (2000)	4	環境保全課の係制が担当制に変更されるとともに環境政策室(課内室)設置	3	自動車騒音の要請限度改正 (H12. 4. 1施行)
	6	緊急雇用特別事業 小型焼却炉実態把握調査実施	5	悪臭防止法の一部改正 (H13. 4. 1施行) ・臭気判定士の試験及び適性検査を法的に位置づけ
	8	環境審議会に「富士市環境基本計画」諮問		
	9	「富士地区化学物質等対策協議会」設立		

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 12 (2000)	12	「富士市環境基本条例」制定 (条例第55号)	6	悪臭防止法施行規則の一部改正 (H13. 4. 1施行) ・ 臭気判定士の試験及び適性検査の手数料決定等
13 (2001)	4	特例市に指定される (水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法)	3	土壤環境基準一部改正 ・ ふっ素、ほう素追加
			4	ジクロロメタンに大気汚染に係る環境基準設定
			6	水質汚濁防止法施行令一部改正 ・ ふっ素、ほう素、アンモニア、亜硝酸化合物、硝酸化合物等を追加
			〃	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (H13. 7. 15施行)
			12	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正
14 (2002)	2	環境審議会より「富士市環境基本計画」答申	5	土壤汚染対策法公布 (H15. 2. 15施行)
	3	「富士市地球温暖化防止対策実行計画」及び「富士市グリーン購入基本方針」策定	7	水質の底質に関するダイオキシン類の環境基準値が告示 (H14. 9. 1施行)
	9	化学工場の敷地内で、有機塩素系化合物による土壤汚染及び地下水汚染が発覚し、浄化対策に着手 環境審議会に「富士市における悪臭防止対策について」諮問	12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 ・ 廃棄物焼却設備の構造基準強化
	12	大気汚染常時監視テレメータシステム (5代目)		
15 (2003)	4	生活環境部環境保全課、課内室の環境政策室を課に昇格するとともに、環境保全課内に自然保護担当を置く。	3	県が、田子の浦港内での底質ダイオキシン類の分布調査結果を公表。75地点中37地点で底質ダイオキシン環境基準値を超過。
			11	水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・ 環境基準生活環境項目として全亜鉛が追加、基準値が設定された。
16 (2004)	3	富士地域公害防止計画(第7次)再延長承認(平成19年度まで)	5	大気汚染防止法の一部改正 (H18. 4. 1施行) ・ VOCの排出規制(届出・排出基準の遵守・測定義務等)
	〃	移動局 局舎更新		
	4	生活環境部を環境部に改称		
	5	「富士地区化学物質対策協議会」休止		

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 16 (2004)	7	環境審議会が「富士市における悪臭防止対策について」答申(臭気規制に悪臭防止法に基づく臭気指数が導入されることになる。)		
17 (2005)	4	悪臭防止法における臭気指数規制導入 「富士市悪臭公害防止対策指導要綱」廃止	2	京都議定書発効
	10	富士市アスベスト対策本部設置	12	大気汚染防止法施行令の一部改正 (H18. 3. 1施行) ・ 特定粉じん防止措置を要する建材に、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材を追加
	11	ISO14001認証取得(市庁舎、消防防災庁舎、水道庁舎)		
18 (2006)	4	「静岡県事務処理の特例に関する条例」により一部権限移譲された。 (大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)	2	石綿による健康被害の救済に関する法律公布(H18. 3. 27施行)
			4	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一部改正(潤井川本流をA類型に変更)
			10	大気汚染防止法施行令の一部改正 ・ 石綿使用の工作物の解体作業について、特定粉じんの飛散防止を義務付け
19 (2007)	3	「富士スモッグ改善計画」策定	3	静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部改正 ・ 事業者等の義務、市と県の関係等を改正
	6	大気汚染監視局適正配置に関する委託調査実施	6	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正 (H20. 4. 1施行) ・ 一部の異性体の毒性等価係数を改正
	7	大手製紙工場の大気汚染データ改ざんを受けて緊急立入検査の実施	7	大手製紙工場の大気汚染データ改ざん発覚 静岡県地球温暖化防止条例施行
	10	富士スモッグ改善計画推進協議会の設置	10	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行
20 (2008)	3	新東名ダイオキシン類問題について3者協定の締結	1	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)の一部改正 (H20. 1. 1施行) ・ 総量削減基本方針の記載事項を見直し
	11	富士市と富士川町が合併、新富士市となる。 (H20. 11. 1)		
	〃	庵原郡環境衛生組合の解散により富士川クリーンセンターを閉鎖	3	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」の一部改正 (H20. 3. 25公布) ・ ディーゼルエンジン自動車の排出ガスの許容限度を改正

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 21 (2009)	3	富士地域公害防止計画(第8次)策定承認 (平成22年度まで)	4	土壌汚染対策法の一部を改正 (H22. 4. 24公布)
	9	大気汚染監視局適正配置に関する調査について、市議会環境経済委員会協議会、環境審議会に報告	9	微小粒子状物質(PM2. 5)に係る環境基準の設定について(告示)
			11	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について (H21. 11. 30施行) ・健康項目として、1, 4-ジオキサンが追加
			〃	地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について (H21. 11. 30施行) ・健康項目として、塩化ビニルモノマー、1, 2-ジクロロエチレン、1, 4-ジオキサンが追加
22 (2010)	3	富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱公布	3	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正 ・ダイオキシン類の簡易測定法にガスクロマトグラフ質量分析法を追加
	4	富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱施行 (H22. 4. 1施行)		
	〃	大気汚染常時監視局適正配置実施(富士南小学校測定局廃止、旧富士川町役場測定局を富士川第一中学校に統合、鷹岡まちづくりセンター測定局を鷹岡小学校に移設)することにより、富士市の測定局は県局5、市局7となる。	4	土壌汚染対策法の一部を改正する法律施行 (H22. 4. 1施行) ・3000㎡以上の土地の形質変更時の土壌汚染調査等
	〃	富士地域公害防止計画(第8次)調査報告		
	12	大気汚染常時監視テレメータシステム更新(6代目)	9	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 ・45物質→72物質
23 (2011)	3	旧富士川町における悪臭防止法の規制方法の変更について(告示)	3	大気汚染防止法の一部を改正する法律施行 (H23. 4. 1施行) ・ばい煙量等の自主測定記録の3年間保存等
	4	騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の公示について(告示)	〃	水質汚濁防止法の一部を改正する法律施行 (H23. 4. 1施行) ・指定物質の事故時の措置を追加 ・ホルムアルデヒド等52物質を指定物質に規定等
	5	富士スモッグ改善計画中間目標達成状況調査実施	9	微小粒子状物質(PM2. 5)測定器を救急医療センターに設置

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 24 (2012)	3	富士地域公害防止計画(第9次)策定承認 (平成29年度まで)	5	水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する 省令及び排水基準を定める省令の一部を改 正する省令施行 (H24. 5. 25施行) ・ 1, 4-ジオキサン等を追加
			6	水質汚濁防止法の一部を改正する法律施行 (H24. 6. 1施行) ・ 有害物質使用・貯蔵施設への地下水浸透 防止のための構造・設備・使用方法の基準 遵守、点検等
			8	水質汚濁に係る環境基準についての一部を 改正する法律施行 (H24. 8. 22施行) ・ ノニルフェノールを追加
25 (2013)	5	大気汚染常時監視局(南松野局)を中日本高 速道路株から移管され、富士市の測定局 は、県局5、市局8となる。	1	公共用水域の水生生物の保全に係る水質環 境基準の類型指定について (H25. 1. 15県告示) 静岡県内32河川1湖沼のうち富士市内にお いては、潤井川(生物A)、沼川下流(生物B) が類型指定
			3	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する 省令(H25. 3. 6施行) ・ V O C測定を年1回以上とする等
			〃	水質汚濁に係る環境基準についての一部を 改正する法律施行 (H25. 3. 27施行) ・ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸等を追 加
			6	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁 の防止に係る暫定指導指針の一部改正 ・ 72物質→42物質
26 (2014)			3	土壌の汚染に係る環境基準についての一部 を改正する件 (H26. 3. 20告示・施行) 1, 1-ジクロロエチレン0. 02mg/L→0. 1mg/L
			6	大気汚染防止法の一部を改正する法律 (H26. 6. 1施行) ・ 石綿飛散防止の強化のため、作業基準の 強化・届出様式変更等
			11	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正す る省令 (H26. 11. 4公布、H26. 12. 1施行)

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 26 (2014)			11	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 (H26. 11. 17告示・施行) ・トリクロロエチレン
27 (2015)	4	騒音規制関係法令の規定により市長が指定する事項及び振動規制関係法令の規定により市長が指定する事項の一部改正及び公示(公示) (H27. 4. 28施行)	4	騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正 (H27. 4. 20公布、施行)
			6	水銀に関する環境汚染の防止に関する法律 (H27. 6. 19公布、H29. 8. 16施行)
			〃	大気汚染防止法の一部を改正する法律 (H27. 6. 19公布、H30. 4. 1施行) ・水銀排出施設の届出、排出基準の遵守
			9	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 (H27. 9. 18公布、H27. 10. 21施行) ・トリクロロエチレンの排水基準を0. 03mg/L→0. 01mg/Lに変更等
			11	大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令 (H27. 11. 11公布、H30. 4. 1施行) ・水銀排出施設の指定
28 (2016)	5	平成29年度にかけて、富士スモッグ改善計画目標達成状況調査実施	3	土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令 (H28. 3. 24告示、H29. 4. 1施行) ・クロロエチレンを有害物質に指定
			〃	土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件 (H28. 3. 29告示、H29. 4. 1施行) ・クロロエチレン及び1, 4-ジオキサンを土壌の汚染に係る環境基準項目として追加
			9	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 (H28. 3. 30告示) ・生活環境項目環境基準に底層溶存酸素量を追加
			〃	大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令 (H28. 9. 7施行、H30. 4. 1公布) ・水銀規制の法律の施行日を定める
			〃	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 (H28. 9. 26告示、H30. 4. 1施行) ・水銀排出基準の規定等

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
平成 28 (2016)			12	微小粒子状物質 (PM2.5) 測定器を富士市立 広見小学校に設置
29 (2017)	9	富士スモッグ改善計画目標達成状況調査の 最終評価を富士スモッグ改善計画推進協 議会に報告、計画の終了	5	土壌汚染対策法の一部を改正する法律 (H29.5.19公布、H30.4.1施行) ・土地の形質変更の届出・調査手続きの迅 速化、施設設置者による土壌汚染状況調査 への協力に係る規定を整備
	10	富士スモッグ改善計画推進協議会の解散		
	11	富士市環境審議会へ「富士スモッグ改善計 画目標達成状況調査の最終評価について」 報告	6	特定悪臭物質の測定の方法の一部を改正す る件 (H29.6.30告示、施行) ・アンモニアの分析方法にイオンクロマト グラフ法を追加 〃 水質汚濁防止法施行令の改正 ・水銀による環境の汚染の防止に関する法 律の施行により、同法の水銀に係る特定施 設が削除された。
			12	汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正 する省令 (H29.12.27公布、H30.4.1施行) ・土壌汚染処理業に係る譲渡及び譲受、合 併及び分割、相続の承認申請の新設
30 (2018)	3	富士地域公害防止計画(第10次)策定承認 (平成32年度(令和2年度)まで)	3	静岡県地下水の採取に関する条例の一部を 改正する条例公布 (H30.4.1施行)
	8	富士市環境審議会へ「富士市生物多様性地 域戦略」策定について諮問	8	静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を 改正 (H30.8.31公布、H31.3.1施行) ・太陽光発電所を発電所の建設区分に位置 付け
	10	富士市生物多様性地域戦略策定庁内会議の 設置		
	11	富士市生物多様性地域戦略策定部会の設置		
平成 31 令和 元年 (2019)	11	富士市環境審議会より「富士市生物多様性 地域戦略」答申	3	静岡県地下水採取に関する条例による採取 基準の変更 (R1.7.1施行)
	12	環境経済委員会協議会へ「富士市生物多様 性地域戦略」報告 「富士市生物多様性地域戦略」についてパ ブリックコメント募集 (～令和2年1月) 大気汚染常時監視テレメータシステム更新 (7代目)	4	土壌汚染対策法の一部を改正する法律 (H29.5.19公布、H31.4.1施行) ・土壌汚染状況調査の実施対象となる土地
2 (2020)	3	「富士市生物多様性地域戦略」策定	3	県が、微小粒子状物質 (PM2.5) 測定器を 富士市立吉原第三中学校に設置

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
令和 2 (2020)	9	「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」制定 (R3. 4. 1施行)	3	水質汚濁に係る環境基準等の改正 (R2. 5. 28施行) ・ ペルフルオロヘキサンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸を要監視項目に追加
			12	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (R2. 12. 19施行) ・ 民泊施設を特定施設から除外
3 (2021)	3	「第三次富士市環境基本計画」策定	4	大気汚染防止法の一部を改正する法律施行 (R2. 6. 5公布、R3. 4. 1施行) ・ 全ての石綿含有建材を規制対象に拡大
	3	富士地域公害防止計画（第11次）策定承認 (令和4年度まで)		
	4	「静岡県地下水の採取に関する条例」、 「富士市地下水の採取に関する条例」の関 する業務が、産業政策課から環境保全課に 移管	12	排水基準を定める省令の一部改正 (R3. 12. 11施行) ・ 電気めっき業の亜鉛含有量の強化
4 (2022)			4	大気汚染防止法の一部を改正する法律施行 (R2. 6. 5公布、R4. 4. 1施行) ・ 一定規模以上の工事を行う場合、石綿の 事前調査結果の報告の義務付け
			〃	水質汚濁に係る環境基準等の変更 (R3. 10. 7告示、R4. 4. 1施行) ・ 生活環境の保全に関する環境基準のう ち、大腸菌群数を大腸菌に変更 ・ 人の健康の保護に関する環境基準のう ち、六価クロムについて基準値の見直し
			10	大気汚染防止法施行令の一部を改正する政 令施行(R3. 9. 29公布、R4. 10. 1施行) ・ ボイラーの規模要件の変更
5 (2023)			2	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政 令施行(R4. 12. 23公布、R5. 2. 1施行) ・ アニリン等4物質を指定物質に追加
			10	大気汚染防止法の一部を改正する法律施行 (R2. 6. 5公布、R5. 10. 1施行) 石綿の事前調査結果について、有資格者 による調査を義務付け
6 (2024)	5	大気汚染監視局の見直しに関する委託調査 実施	4	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正す る政令施行(R6. 1. 25交付、R6. 4. 1施行) ・ 六価クロム化合物の排水基準を0.05mg/L →0.02mg/Lに変更 ・ 大腸菌群数を大腸菌へ変更 3000個/cm3 → 800CFC/ml

年	月	富 士 市	月	国 ・ 県 他
令和 6 (2024)			4	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一部改正(R6. 3. 5交付、R6. 4. 1施行) ・ 沼川下流「沼川新橋」DからB類型に変更
7 (2025)			2	大気汚染防止法施行規則の改正 (R7. 2. 17公布、R7. 10. 1施行) ・ 水銀に係る測定方法、排出基準の見直し

VI 環境用語解説集

〔大気関係〕

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄の酸化物の総称で、SO_x と略称される。二酸化硫黄(SO₂)の他、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト(H₂SO₄)などが含まれる。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。呼吸器疾患（ぜんそく、COPD）の増加など。10ppm 程度から涙やせきが増える。

窒素酸化物 (NO_x)

物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物(NO_x)が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、および自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素(NO)が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素(NO₂)となり大気中に排出される。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物と呼ぶ。呼吸器や心血管系に障害を引き起こす。

浮遊粒子状物質 (SPM : Suspended Particulate Matter)

大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 μm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粒子状物質のうち、ディーゼル車を主な発生源とする粒子径 2.5 μm (1 μm=10 nm) 以下の小さなもの。呼吸器疾患、循環器疾患の増加など、健康への影響が強く懸念されている。

光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

一酸化炭素 (CO)

大気中の一酸化炭素 (CO) は、燃料の不完全燃焼によって生じるもので、主に自動車が発生源と考えられている。頭痛などが起こり、さらに濃度が上がると吐き気、めまい、昏睡など。

揮発性有機化合物 (VOC)

揮発性有機化合物 (VOC) は、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。

炭化水素 (HC)

炭化水素 (HC) とは、炭素原子 (C) と水素原子 (H)、あるいはこれらと他の原子から成り立っている化合物の総称で、塗料やプラスチック製品などの原料として使用されている。炭化水素類の中でも、メタン (CH₄) を除いた非メタン系炭化水素は、光化学オキシダントの原因となる。

有害大気汚染物質

規制の対象とされてきた窒素酸化物 (NO_x) や硫黄酸化物 (SO_x) などの大気汚染物質以外の、大気中に微量に存在する種々の有害な物質および物質群の総称。

一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念されるもの。日本の「大気汚染防止法」では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損な

うおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されている。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境省から環境基準が示されている。

一般大気環境測定局

大気汚染状況を常時監視するための測定局。一般大気環境測定局は、一定域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果といった常時監視の目的が効率的に達せられるよう配置する。

自動車排ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染状況を常時監視するための測定局。自動車排出ガスによる大気汚染状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案して配置する。

年間 98% 値（2% 除外値）

1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98% 目にあたる日平均値をいいます。例えば、365 日分のデータがある場合には、低い方から 358 番目の値となります。

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物（SO_x）、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質（①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物）をいいます。

ばいじん

「ばい煙」のひとつで、すすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいう（煤塵）。

粉じん

物の破砕やたい積等により発生し、又は飛散する物質をいいます。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（石綿を指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

石綿（アスベスト）

石綿（アスベスト）は、天然の繊維状鉱物で、「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。石綿の繊維は、肺線維症（じん肺）、中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られている。現在、石綿を含む製品の輸入・製造・使用等は禁止されているが、過去には建材などに使用されてきたため、建築物やその他の工作物等に石綿を含む建材が使用されている場合がある。

排出基準

公害発生源を直接規制するため大気汚染防止法により定められた基準であり、施設の種類や規模などによりそれぞれ基準値が定められている。

K 値規制

硫黄酸化物（SO_x）の規制で、地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制方法。

自主測定

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置者は、施設種類や規模、排出物質ごとに定められた頻度でばい煙濃度を測定することが定められている。また、その結果を 3 年間保存する義務も課せられている。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それらが雨などに取り込まれた形、あるいは直接、エアロゾルなどの形で地上に到達することをいう。

〔悪臭関係〕

悪臭防止法

昭和 46 年法律第 91 号。工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

特定悪臭物質

事業活動に伴って発生する悪臭について規制する悪臭防止法では、生活環境を損なう恐れがあるアンモニアや硫化水素などの 22 物質を「特定悪臭物質」として指定している。

富士市では、平成 16 年度まで特定悪臭物質規制が採用されていたが、平成 17 年度から臭気指数規制が導入された。

臭気濃度・臭気指数

臭気濃度とは、試料ガスをにおいが感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率で、臭気指数とは、人間の嗅覚の感覚量に対応させるため、希釈倍率を対数で表した尺度。

臭気指数 = $10 \times \log$ (臭気濃度)

三点比較式臭袋法

「オペレーター（パネルを用いて臭気指数等の測定を行う者）」は 3 個のにおい袋を用意し、2 個には無臭の、1 個には臭気試料を入れて、6 名の「パネル（嗅覚を用いて臭気の有無を判定する者）」により臭気の有無を判定させる。すべてのパネルが不正解になるまで希釈倍数を増し、繰り返し実施することにより、臭気濃度を計量する方法。

〔水質関係〕

公共用水域

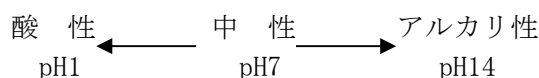
水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

生活環境項目

環境基準における生活環境の保全に関する項目のことで、水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質 (SS)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD) 等の項目が定められている。河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれの類型に一定の基準値が設定されている。

水素イオン濃度指数 (pH : power Hydrogen)

溶液中の水素イオン (H^+) の濃度として測定できるものを水素イオン濃度という。溶液 1 リットル中の水素イオンのグラム当量数で表す。普通はその逆数の常用対数で表示し、これを水素指数といい、pH なる記号を用いる。溶液の酸分、アルカリ分を推定するのに用いられる。



浮遊物質 (SS : suspended solid)

粒径 2 mm 以下の、水に溶けない懸濁性の物質をいう。一定量の水をろ紙でこし、乾燥させその重量

から測定することができ、数値（mg/L）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。

生物化学的酸素要求量（BOD : biochemical oxygen demand）

河川水や排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、有機性物質が微生物によって生化学的に酸化される際に消費する酸素量をいう。標準試験法では炭素化合物の酸化に要した酸素量の BOD をとり、試料 1 L 当たり 20℃、5 日間に消費する酸素量を mg/L で表す。

化学的酸素要求量（COD : Chemical Oxygen Demand）

水中の被酸化性物質（有機物）を酸化剤で酸化し、残った酸化剤の量から消費された酸素量を算出し、mg/L で表示する。BOD とともに水の汚染度を示す重要な指標で、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。

溶存酸素（DO : dissolved oxygen）

水中に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素の量は、水温・気圧・他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。なお、水温の急激な上昇、藻類の繁殖が著しい場合などで過飽和になることもあるが、純水中における 20℃ 1 気圧のもとでの飽和溶存酸素量は約 9 mg/L である。

n-ヘキサン抽出物質

主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等の総称。通常「油分」といわれており、鉱油及び動植物等の油分の量を表す指標として使用されている。排水基準は鉱物油類含有量 5 mg/L、植物油類含有量 30 mg/L。

健康項目

環境基準における人の健康の保護に関する項目のことで、カドミウム、シアン等の項目がある。公共用水域で 27 項目、地下水で 28 項目が定められており、それぞれに一定の基準値が設定されている。

トリクロロエチレン

主に金属、機械部品などの脱脂洗浄剤として使われる。有機塩素化合物の特徴として、生物分解の困難さ、非水溶性、不燃性などがあげられる。平成 5 年 3 月に人の健康の保護に関する環境基準項目として追加され、現在では環境基準値 0.01 mg/L が設定されている。

テトラクロロエチレン

主に脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤として、主に使われている。特徴はトリクロロエチレンと同様である。平成 5 年 3 月に人の健康の保護に関する環境基準 0.01 mg/L が設定された。

1,2-ジクロロエチレン

溶剤、染料抽出剤などに使われる。また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンからの還元状態で生成すると言われている。現在では環境基準値 0.04 mg/L が設定されている。

要監視項目

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、平成 5 年 3 月に設定したもの。

現在、公共用水域では 27 項目、地下水では 25 項目が設定されている。

赤潮

沿岸や内湾においてプランクトンが異常に増殖して海水の色が変わる現象であり、有害プランクトンや酸素欠乏のため魚介類のへい死などの漁業被害を伴うことがある。

自浄作用

自然水中に汚濁物質が放流されたときに、自然水中で浄化されることをいう。自浄作用は希釈によるもの、自然水中に含まれる酸素によって分解されるもの（汚染水中の有機物質は微生物などの作用を受けて分解するなど）、自然水中を流下する間に沈殿するものの3つの作用によっておこなわれる。自浄能力は、自然水の流量、流速、水温及び水質により異なる。

生活雑排水・生活排水

炊事、洗濯、入浴など日常生活に伴って排出される排水を「生活雑排水」といい、これにし尿（トイレ排水）を併せたものを「生活排水」という。

〔土壌関係〕

土壌汚染対策法

土壌汚染の増加を背景に、土壌汚染の状況把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とし、平成15年2月15日より施行された。

指定調査機関

土壌汚染状況調査等を実施することができる機関。その一方で、指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壌汚染状況調査等を行わなければならない義務が課されている。

土壌含有量基準

土壌汚染対策法に基づく区域指定に係る基準で、基準を超える特定有害物質が1種類以上ある場合、指定区域として指定・公示される。有害物質を含む土壌を直接摂取することを防止する観点から、表層の土壌中に高濃度で蓄積される可能性のある重金属等（第二種特定有害物質）について設定された基準である。

土壌溶出量基準

土壌汚染対策法に基づく区域指定に係る基準で、基準を超える特定有害物質が1種類以上ある場合、指定区域として指定・公示される。土壌中の有害物質が地下水に溶出し、その地下水等を飲用することにより、土壌に含まれる有害物質を体内に取り込むことを防止する観点から定めた基準で、揮発性有機化合物（第一種特定有害物質）、重金属等（第二種特定有害物質）、農薬等（第三種特定有害物質）に設定され、土壌環境基準と同じ数値である。

要措置区域及び形質変更時要届出区域

土壌汚染対策法第3条、第4条及び第5条に基づく土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超過する土壌汚染が判明した土地は、同法第6条及び第11条により、要措置区域または形質変更時要届出区域に指定される。また、当該区域の範囲及び土壌汚染の状況等は、作成される台帳に記載され、閲覧に供される。

〔ダイオキシン類関係〕

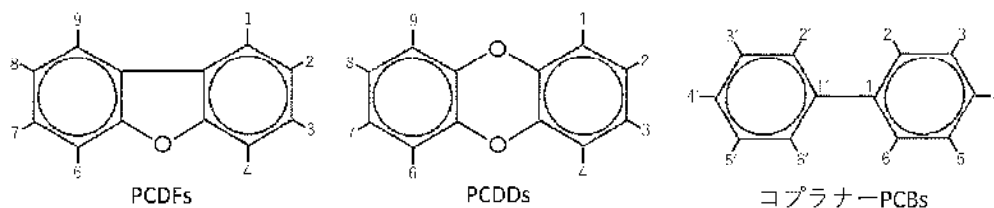
ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律（施行日 平成12年1月15日）。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水

に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCBs）の3種類の総称で、催奇形性・発がん性のほか免疫機能異常、ホルモン異常を引き起こす。ダイオキシン類で 2,3,7,8-TeCDD が最も毒性が強く、化学構造により PCDDs は 75 種類、PCDFs は 135 種類の異性体が存在する（現在、毒性があるとされているのは PCDDs が 7 種類、PCDFs が 10 種類）。コプラナーPCBs は、4 種類のノンオルト Co-PCBs、8 種類のモノオルト Co-PCBs が存在する。発生源は、廃棄物などの焼却施設、金属精錬工場、自動車排ガスなどである。



耐容一日摂取量（TDI : Tolerable Daily Intake）

人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量（人の体重 1 kg 当たり 4 pg-TEQ）。

〔騒音振動関係〕

騒音

騒音は、「好ましくない音」とされる総称。JIS-Z8160 では、「不快な又は望ましくない音、その他の妨害」と定義されている。

低周波音

周波数が、1 Hz～100Hz の音を「低周波音」と呼び、その中でも人間の耳では特に聞こえにくい 1 Hz～20Hz の音を「超低周波音」と呼んでいる。低周波音は、工場・事業場等の大型機械や橋梁等の構造物などのほか、交通機関や施設の設備機器等、更には風などの自然現象からも生じる。

近隣騒音

日常生活で身近に起きる騒音で、ピアノ、カラオケ、ペットの鳴き声や水洗トイレの水音などが発生源として挙げられる。都市化、過密化による住環境の悪化に伴い、ますます深刻化している。

騒音レベル

周波数重み付け特性 A で測定した音圧レベルを、特に騒音レベル（単位：dB）という。周波数重み付け特性 A とは、人間の耳にどれだけ聞こえやすいかを考慮し、音圧レベルに補正をかけたものです。

等価騒音レベル

ある時間範囲 T について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。時間的に変動する騒音のある時間範囲 T における等価騒音レベルはその騒音の時間範囲 T における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。単位はデシベル（dB）。10 分間を対象とする場合は、LAeq, 10min、8 時間を対象とする場合には LAeq, 8h 等と表す。

中央値と 90%レンジ

累積度数曲線の累積度数 50%に対する値を中央値といい、その 5 %、95%に対する値で 90%レンジを表す。騒音計の指示値が不規則に変動する場合の騒音レベルの表現の一つで、中央値はそのレベルより高いレベルの時間と低いレベルの時間が半分ずつあることを示す。

暗騒音

ある地点における特定の音を対象とする場合、対象の音がないときのその地点における騒音をいう。

敷地境界線

騒音の測定点は、騒音規制法との適合状況をみるとときには、工場・事業場の敷地境界線となる。また、高さはケースにより合理的に判断する。

面的評価

面的評価とは、「騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」に示される、環境基準の達成状況の道路に面する地域としての評価をいう。

対象道路（高速道路、国道、県道四車線以上の市道）の道路端から 50 メートルにある全ての範囲の世帯の環境基準の適合状況を判定するもの。

要請限度

騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、自動車騒音が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。また、道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることができる。

〔自然保護関係〕

愛知目標

2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(CBD・COP10)で採択された 20 項目の目標で、人類が自然と共生する世界を 2050 年までに実現することを目指している。

森林の水源涵養機能

森林の土壌は多量の雨水を貯留する保水機能があり、河川への流量を均一化させることで、洪水を緩和する。また雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

この機能を生かす事が出来るように、維持管理されている森林を水源涵養林という。

生物多様性

生物に関する多様性を示す概念で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つのレベルでの多様性から構成される。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として指定した地域。環境大臣が設定するものと県知事が設定するものの 2 種類がある。

区域内では、鳥獣の捕獲が禁止されている。

二次林

長い年月にわたり、ゆるやかに人の手が入ってきた、植林に由来しない森のこと。

焚き付けや薪炭用に伐採されることで、自然林が攪乱を受け、二次的に成立したことから二次林と呼ばれている。コナラ、クヌギなどの落葉樹で構成される。

ビオトープ

生物（Bio）と場所（Top）を示す造語。本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に環境の損なわれた土地や都市内の空き地、工場敷地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

富士市民の花

バラ。昭和 43 年 7 月制定。市民公募で上位を占めるとともに、誰にも愛される国際的な花であり、家庭でも容易に栽培できることから選ばれた。

富士市民の木

クスノキ。昭和 43 年 7 月制定。市民公募で上位を占めるとともに、常緑樹で大木として成育し、新生富士市の限りない発展を象徴するにふさわしいことから選ばれた。

緑地保全地区

風致・景観上優れている、動植物の生息・生育地になっている場所を都市計画制度により定め、現状凍結的に保全する制度。指定されると、建築物の新築増築や木竹の伐採などの行為に制限がかかる。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物についてのリスト（レッドリスト）の掲載種について取りまとめた情報。国際自然保護連合（IUCN）が昭和 41 年に初めて発行した。日本では、平成 3 年に環境庁（現在の環境省）がレッドデータブックを作成し、平成 12 年からはその改訂版が発行されている。静岡県では、平成 16 年に「まもりたい静岡県の野生生物 ー県版レッドデータブックー動物編」及び「まもりたい静岡県の野生生物 ー県版レッドデータブックー植物編」が発行され、平成 31 年に「動物編」、令和 2 年に「植物・菌類編」の改訂版が発行された。

〔一般環境〕

上乘せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、法で定める一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいう。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業の実施に際し、事業者が事前に環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表する。それに対する行政や地域住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度。環境アセスメントともいう。

環境基準

環境基準とは、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境基本計画

環境基本計画は、長期的な視点に立って地域環境の望ましいビジョンを明らかにし、その実現のた

めの方策を示すことをねらいとするものであって、土地、水、生物等限りある環境資源を適切に保全、利用するという観点から、公害の防止、環境汚染の未然防止、より良い環境づくり等総合的な環境の保全と創造のための様々な施策を有機的に結合し、総合的、計画的な方策を講じようとするもの。

公害防止計画

環境基本法第 17 条に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域、人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、都道府県知事が策定する当該地域において実施されるべき公害の防止に関する総合計画である。

総量規制

ある地域内で排出される汚染物質を、その地域全体の総量で規制する方式。

法による規制のうち、大気汚染については硫黄酸化物と窒素酸化物、水質については化学的酸素要求量について、一定の地域を指定してこの方式を実施している。

特定施設

大気汚染防止法では「特定物質を発生する施設」、水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設」、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する施設」、振動規制法では、「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

P R T R（環境汚染物質排出移動登録、Pollutant Release and Transfer Register）

人の健康や生態系に有害な物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に届出等を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いて推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や、廃棄物に含まれて移動する量を把握、集計、公表する仕組み。化学物質による環境への負荷の低減を図る対策の一手法である。

類型あてはめ（類型指定）

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に関するとおるの都市計画地域等を勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定していくことをいう。

〔地球環境問題〕

オゾン（O₃）

強力な酸化力を持つ酸素の同素体で、空気又は酸素中で放電したり、紫外線の照射、黄燐が空気中で酸化する場合にも生ずる臭気のある気体である。有機物の酸化分解や漂白剤として利用される物質で、光化学オキシダントのひとつ。0.15ppm を越えるとのどの粘膜が冒され、5～10ppm の濃度を連続的に吸うと死亡する。

オゾン層

大気中でオゾンが比較的多い領域で、大気中の酸素が紫外線の作用で光化学反応した結果生成されたもの。成層圏の厚さ 20km にわたり、密度の最大は高さ 25km くらいのところにある。オゾンの全量は、0℃1 気圧で約 3 mm の厚さに相当する。

オゾンホール

オゾン層は、太陽から来る、生物にとって有害な紫外線を遮断している。フロンなどは、成層圏まで上昇すると、強い紫外線を浴びて分解し、塩素を放出するものがある。この塩素が触媒として連続

的にオゾンと反応してオゾン層が破壊されるといわれる。

南極大陸上空にオゾンが極度に薄くなっている部分（オゾンホール）が発見されており、その関連が注目されている。

温室効果・温室効果ガス

大気中の気体が地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため気温が上昇する現象をいう。赤外線を吸収する気体には、主として水蒸気、二酸化炭素、フロンガス、メタンガスなどがあり、温室効果ガスといわれる。近年は、人類のエネルギー消費の拡大により二酸化炭素を中心とする温室効果ガスが増加しており、気候温暖化が指摘されている。

フロンなど、 CO_2 以外の物質にも温室効果がある。

[単位]

マイクログラム (μg)

マイクロ (μ) とは、 10^{-6} を意味する。 $1\ \mu\text{g} = 0.001\text{mg} = 0.000001\text{g}$

ナノグラム (ng)

ナノ (n) とは、 10^{-9} を意味する。 $1\ \text{ng} = 0.001\ \mu\text{g} = 0.000001\text{mg}$

ピコグラム (pg)

ピコ (p) とは、 10^{-12} を意味する。 $1\ \text{pg} = 0.001\text{ng} = 0.000001\ \mu\text{g}$

ピー・ピー・エム (ppm)

濃度単位を示す記号で Parts Per Million の略。試料中の物質の量の 100 万分の 1 で表示する単位。例えば、 $1\ \text{ppm}$ は $1\text{g}/1000\text{kg}$ 、 $1\text{mg}/1\text{kg}$ を意味する。大気汚染では $1\ \text{m}^3$ 大気中に $1\ \text{cm}^3$ の汚染物質濃度を $1\ \text{ppm}$ で示す。

ピー・ピー・ビー (ppb)

濃度単位を示す記号で Parts Per Billion の略。試料中の物質の量を 10 億分の 1 で表示する単位で、 $1\ \text{ppm}$ の 1000 分の 1。

(例) $1\ \text{ppb} = 1\text{mg}/1000\text{kg} = 0.001\text{ppm}$

ピー・ピー・ティー (ppt)

濃度の単位を示す記号で Parts Per Trillion の略。試料中の物質の量を 1 兆分の 1 で表示する単位で、 $1\ \text{ppm}$ の 100 万分の 1。

(例) $1\ \text{ppt} = 1\text{mg}/1,000,000\text{kg} = 0.000001\text{ppm}$

Nm^3

0°C 1 気圧の状態に換算したガス量 (m^3) を示す単位。

デシベル (dB)

デシベルは、電圧・電流・音圧などの「量の比」をあらわす一つの表示方法。音圧の平方の対数を用いて音の強さを表現する。